

## むつ市議会第201回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成21年9月16日(水曜日)午前10時開議

諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問(市政一般に対する質問)

(1) 23番 浅利 竹二郎 議員

(2) 6番 横垣 成年 議員

(3) 24番 新谷 功 議員

【懲罰動議趣旨説明、質疑、委員会付託】

第2 新谷泰造議員に対する懲罰動議

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	澤藤	一雄
3番	新谷	泰造	4番	目時	睦男
5番	工藤	孝夫	6番	横垣	成年
7番	野呂	泰喜	9番	白井	二郎
10番	岡崎	健吾	11番	千賀	由利
12番	山本	留義	13番	馬場	重利
14番	佐々木	隆徳	15番	富岡	修
16番	菊池	広志	17番	半田	義秋
18番	高田	正俊	19番	山崎	隆一
20番	川端	澄男	21番	中村	正志
22番	村川	壽司	23番	浅利	竹二郎
24番	新谷	功	25番	斉藤	孝昭
26番	富岡	幸夫	27番	村中	徹也

欠席議員（1人）

8番	川端	一義
----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸	谷秀樹
教員	山本	文三	教育長	牧野	正藏
公営企業 管理業者	遠藤	雪夫	代 監査委員	小川	照久
農委員 業会長	立花	順一	総務部長	新谷	加水
総務部 防調整監	岩崎	金蔵	会 管 理 納 室 長	工藤	正明
企画部長	阿部	昇	企 画 部 事	近原	芳栄
民生部長	齋藤	秀人	保 健 福 祉 長	鴨澤	信幸
経済部長	櫛引	恒久	建 設 部 長	太田	信輝
選挙管理 委員会 事務局長	大芦	清重	監 査 委 員 長	齋藤	純

教  
委  
事  
理  
員  
務  
書  
館  
長  
育  
會  
局  
事  
長  
川  
所  
內  
所  
協  
所  
企  
副  
企  
民  
副  
農  
委  
事  
企  
工  
對  
總  
總  
主

高 田 文 明  
 河 野 健 二  
 片 山 元  
 伊 藤 道 郎  
 奧 島 慎 一  
 吉 田 薰  
 高 橋 聖  
 吉 田 真

公  
企  
業  
局  
營  
長  
大  
所  
煙  
所  
總  
副  
總  
務  
民  
次  
經  
副  
產  
課  
總  
防  
課  
保  
福  
介  
課  
總  
總  
主

佐 藤 純 一  
 柳 谷 正 尚  
 松 尾 秀 一  
 新 谷 正 幸  
 笠 井 哲 哉  
 工 藤 初 男  
 岩 崎 若 男  
 栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事  
務  
局  
長  
總  
括  
主  
幹  
主  
事

工 藤 昌 志  
 柳 田 諭  
 井 戸 向 秀 明

次 長  
 主 査

澤 谷 松 夫  
 石 田 隆 司

## 開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

## 諸般の報告

○議長（村中徹也） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

## 日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

本日は、浅利竹二郎議員、横垣成年議員、新谷功議員の一般質問を行います。

## 浅利竹二郎議員

○議長（村中徹也） まず、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。23番浅利竹二郎議員。

（23番 浅利竹二郎議員登壇）

○23番（浅利竹二郎） おはようございます。23番浅利竹二郎でございます。現庁舎、現議場において最後となりますむつ市議会第201回定例会に際し一般質問を行いますので、市長初め理事者各位におかれましては、特段のご答弁をお願いいたします。

さて、何かと暗い話題の多い中であって、むつ

下北のみんなが興奮したあの高校野球、夏の県大会準優勝大湊高校、全国からの俊英を集めた青森山田高校と互角の戦いを演じた大湊高校野球部の皆さん、そしてそれを支えた学校関係者の皆さん、父兄の皆さんに改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げます。

さて、夏になっても感染拡大がとまらない新型インフルエンザ、むつ下北地区にも感染が伝えられる中、先月中旬の1週間の全国患者発生数11万人とも報じられ、またきょうの新聞報道によりますと、学校施設等の休校が前週に比し倍増の2,158施設になったようであり、これから秋、冬になってのさらなる拡大が懸念されております。新型インフルエンザ用ワクチンの絶対数が不足し、接種対象に優先順位をつけなければならない事態に追い込まれました。感染拡大防止と重傷者、死亡者を減らすのどちらに接種の目的を優先させるべきか、大きな社会不安になりつつあります。

このような社会不安の中、自民党長期政権が終焉を迎えました。時世の流れ、大勢の赴くところ、国民は明確に自民党ノーと意思表示したわけがあります。しかし、振り返ってみますに、戦後64年、一時期を除くほとんどの間政権を担い、平和日本の礎を形づくった自民党の功績は大なるものがあります。日米安保を基軸に安定した国情のもと、半世紀以上の長期にわたりひたすら経済の復興に邁進し続け、今日の繁栄を築いたこと、そして戦後一度たりとも国民を戦火にまみえさせなかったことは特筆に値すべき功績でありましょう。とはいうものの、長期政権がもたらす自浄能力の低下、組織の機能不全があらわになるに及び、ついには国民の批判を浴びることとなりましたことは、まことに残念としか言いようがありません。謙虚に反省し、再起を期してもらいたいものであります。

新政権にとりまして、国の安全保障のありようをどうするのか、冷え切った経済の立て直しは、

年金、医療、介護等社会保障の安定を望む国民への声にどうこたえるか、いずれの政策決定も政権の命運を左右する重大事であり、今後関心を持って見守りたいと考えます。

それでは、質問に入ります。質問の第1は、異常気象への対応についてであります。今年内閣府がまとめた防災白書によりますと、この10年、短時間の局地的な大雨、集中豪雨による水害がふえ、それもいつ、どこに降るかわからないので、ゲリラ豪雨とも呼ばれているとした報告があります。先般も台風8号の集中豪雨によって台湾南部の高雄県小林村の全集落が土砂災害に遭い、死者194人、行方不明者464人という大惨事が発生、いまだ救助、復旧の見込みすらたっていないという状況であります。

また、日本では7月の中国九州北部豪雨で山口県防府市の特別養護老人ホーム施設が土砂災害に直撃され、7人が死亡、6県合わせて31人が亡くなりました。また、8月9日から10日にかけての台風9号では、兵庫県佐用町を中心の豪雨で、死者13名、行方不明者17人の被害を出しております。事ほどさように、最近の異常気象とも言える豪雨、長雨によって、従来安全と思われた地域でさえ地盤が軟弱化し、結果として土砂崩落、土石流が発生、また河川のはんらん、急な増水へと結びつき大惨事が引き起こされております。むつ市においても、今年7月の降水量は375.5ミリ、平年の3.06倍であります。観測史上最多を記録しました。このような最近の気象状況は、世界的に見ても異常としか言いようがない事態を呈しているわけですが、その原因について地球の温暖化が叫ばれて久しいことは周知のとおりであります。集中豪雨等異常気象と温暖化の因果関係について、市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

次は、数年前ハザードマップとして示された市内の土砂警戒区域についてであります。集中豪雨

等異常気象が発生する現実に対し、自治体としても市民の安全安心を守る観点から、過去の経験則でははかり得ない事態に対応する備えが必要ではないかと考えます。この箇所は、警戒区域ですと指定し、注意喚起を促しても災害に対する認識、意識が住民側には希薄で、今までは大丈夫だったという安易な気持ちがあるのではないのでしょうか。転ばぬ先のつえとして住民は自らの住居や地域について関心を持ち、災害が起こってしまったから、想定外だったと悔やむことのないよう防災に関心を持ちたいものです。その意味から、ハザードマップに示された土砂災害警戒区域について、いま一度確認してみたいと考えます。

ハザードマップに図示された土砂災害警戒区域は何力所で、地形的にはおおむねどのような場所が警戒区域として表示されているのでしょうか、お伺いいたします。

さて、行政の常として、計画の立てっ放しということが往々にしてあるわけでありまして。例えば下北文化会館の通りは横迎町大平町線となっているのでありますが、何で大平が出てくるのかなと不思議に思い確認しましたところ、いずれ大平保育所まで都市計画的には計画してある、またはあったそうであります。ところが、現実として計画延長線上にはどんどん民家が建っている状況からして、実現は困難ではと危惧するわけでありまして。事ほどさように、市内の土砂災害警戒区域にしても地番は把握はしました、だからどうするのかというところからなかなか先に進んでいないのではないのでしょうか。

現在異常気象によって、過去に例のない想定外の集中豪雨等が生起、大洪水、地盤の崩壊、山崩れ等の土砂災害が多発していることはさきに説明したとおりであります。先般の防府市の特別養護老人ホームの土砂災害にしても、土砂災害警戒区域に指定されていたにもかかわらず、今までは大

丈夫だったからというような安易な判断によって設置されたのではないのでしょうか。現実にもつ市内でも当てはまる事例は出てくるでしょう。これら過去の被災地、被災現場から市長はどのような教訓を得ているのでありましょか、お伺いをいたします。あわせて、今後の予防対策、処置についてもお伺いいたします。

質問の第2は、むつ市の産業振興についてであります。7月の全国完全失業率が過去最悪を記録し、むつ市、下北半島の求人雇用も低迷し続け、若者の県外流出が一段と進む中、地域の活性化、雇用推進を図ることは至難のわざであるとも言えます。公共事業が激減し、将来とも増加の見込みが望めない今、むつ下北の生きるべき方向性の一つとしては、原子力エネルギー産業に活路を見出すことであると考えます。

今春新設の経済部産業政策課では、先般むつ市内の企業に対してエネルギー産業との地域連携に関しアンケート調査を行ったようであります。調査の結果、地元企業はどのような回答を寄せたのでありましょか。地元企業が自ら生き抜くべき方向を模索するに当たり、エネルギー産業との連携をどのような位置づけにとらえているのか、大いに興味があるところであります。政権が変わり、経済政策の方向性も定かではない中であって、企業は自らが改革を求めなければ生き抜くことは至難でありましょ。地元企業の意識改革について、調査結果の要旨をお伺いいたします。

次に、むつ市としてエネルギー産業との連携を模索するに当たり、具体的な方向性を示す用意はあるのでしょうか。企業が求めるむつ下北に欠けるものは何かについて考えますに、まずは人材不足が挙げられます。企業が求める人材とは、原子力エネルギーに関する知識であり、技術であり、それに付随する種々の免許、資格であります。今稼働している原子力発電所は、基本的には13カ月

に1度定期点検を義務づけられており、1つの発電所の点検には1,500名前後の人員と数カ月の期間を要します。この点検にはそれぞれの段階で所要の有資格者を必要とし、全国から専門業者なるものが集結して来るわけです。今むつ下北を取り巻くエネルギー産業としては、既に稼働している東北電力東通原子力発電所、前年着工した電源開発大間原子力発電所、そして準備工事中の東京電力東通原子力発電所があり、むつ市に計画されている使用済燃料中間貯蔵施設もその範疇に入れることができます。これらから推察するに、むつ下北のエネルギー産業の将来性は確実で、エネルギー産業が渴望している有資格者の人材育成等につき、市としても何らかの形で関与すべきときに至っているものと考えます。これまでのただ漠然とした期待にとどめようか、むつ市としての進むべき方向性について市長はどのように考えているかお伺いいたします。

次に、現下の経済状況を顧みますれば、むつ下北の景気回復は当分見込み薄としか言いようがありません。また、今回の政権交代の枠組みの中で、公共事業が滞る業種の中からは体質改善もしくは後退を余儀なくされる企業が出てくることも考えられます。これらの状況下、脆弱な地元企業を育成するにはあくまでも大局的見地からではあります。行政のフォローアップが不可欠であるとの認識のもと、地元企業育成のための施策について、市長の考えをお伺いいたします。

次に、宮下市長はご就任以来「むつ市のうまいは日本一」とか、元気むつ市応援隊の編成等、むつ下北のPRと地元製品の売り込みに鋭意努力されております。今国民の大半が変革を望んだように、むつ市民も清新な宮下市政に大いなる期待を寄せているわけであります。温かい人情と豊かな自然に囲まれたこの陸奥の国に、今後どのような形の産業振興拡大につながるビジョンを推進する

のか、市長の考えをお伺いいたします。

質問の第3は、介護保険についてであります。私は、平成12年施行の介護保険がますます高齢化する社会に不可欠な制度であるとの思いから、自らのライフワークとして認識し、常日ごろより関心を抱き、注目してまいりました。

さて、この制度は事業者等が保険料等その他について3年ごとの見直しを図るように規定されており、平成15年、平成18年、そして今春の平成21年の3度で見直しが図られております。歴史が浅い制度であるため、試行錯誤を重ねながら今日に至るわけではありますが、どうにも釈然としないのは、改正が改悪の方向に向かっているのではないかという疑問であります。今春改正したばかりの介護認定基準、世論の批判にさらされ、再度の見直し作業を行うとのことでもあります。当初から改正には反対の声が強く上がっていたにもかかわらず強行したものですから、半年を得ずして再見直しを迫られたことに安堵と同時に、なぜ当初よりもう少し現場の声を聞き入れ慎重審議に徹しなかったのか、大いに不満も残ります。そこで、今春改正したばかりの認定基準の見直しについて経緯をお伺いいたします。

さて、威信を損なう朝令暮改の制度改正は、年金、医療、後期高齢者医療、そして介護等の社会保障制度に多く見られる傾向であります。社会を不安に陥れることは甚大であり、一貫しない施策の要因について市長はどのようにお考えかお伺いいたします。また、今回の再見直しで現場に混乱はないかもあわせてお尋ねいたします。

待遇の改善が一向に進まない介護職、厚生労働省は今年度、介護事業者に支払われている報酬を全体で3%引き上げました。ですが、多くの事業所はこの増収分は赤字の補てんなどに充ててしまい、給料などの待遇改善にはつながっていないようであります。待遇の悪さ、勤務の過酷さが定着

率の低さにあられ、社会的使命感と現実のはざまに悩みを訴える職員が多く見受けられ、介護行政の前途は多難であります。試行錯誤を繰り返しながら突き進む介護行政の信頼回復についていかにあるべきか、市長の考えをお尋ねいたします。

質問の第4は、下北半島縦貫道路の将来性についてであります。先般報道によりますと、東北6県や国土交通省東北地方整備局などでつくる東北地方幹線道路協議会が2012年度までの道路整備方針を定めた道路の中期計画（東北地方版）なるものを公表したと報じ、青森県内の事業40件が掲載されておりました。そこで、道路の中期計画（東北地方版）について、いかなる性格、趣旨のものであるかを市長にお尋ねいたします。

次に、政権交代があり、道路行政も先行き不透明な中、下北半島縦貫道路の将来性について大いに不安があります。原子力事業という国家プロジェクトに協力している下北半島の位置づけについて、再度確認の要ありと考えますが、市長としてはどのような手段で訴えるべきと考えているかお尋ねいたします。

次に、今後の見通しについて、市長の忌憚のないご意見をお尋ねいたします。

以上、大きくは4点、壇上よりの質問といたします。細部につきましては、ご答弁をお聞きしたうえで再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、異常気象への対応についての第1点目、集中豪雨等異常気象と温暖化の因果関係についてであります。議員お話しのように、近年全国各地で局地的な集中豪雨、いわゆるゲリラ豪雨と呼ばれる大雨によりとうとい命が失われるなど、大きな被害が発生しております。幸いにして、当市に

おきましては人命にかかわるような大きな被害は出ておりませんが、最近では集中豪雨を初め予測もできない事態が多く発生しておりますので、常に気を引き締めて備えを万全にしておくことが必要であると感じているところであります。

気象庁によると、異常気象とは過去30年の気候に対して著しい偏りを示した天候、世界気象機関では平均気温や降水量が平年より著しく偏り、その偏差が25年以上に1回しか起こらない程度の大きさの現象と定義しております、豪雨のみならず異常高温、日照不足、冷夏、暖冬少雪なども異常気象現象だと言われております。

異常気象の原因については、その多くが気象の乱れが発達あるいは退化しながら気象が刻々と変わっていく中で悪条件が重なって起こるもので、自然変動の働きによって起こる突発的な現象であるとされているものの、人為的な気候変動やヒートアイランドなどの局地的な気候が異常気象に関係しているとの指摘もあり、明確な原因は解明されておりますが、地球温暖化も大きな原因の一つであるとされております。

また、地球温暖化の最大の原因とも言われております二酸化炭素については、世界的な排出削減の流れの中で市としても国・県の動向を見ながら積極的に取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

次に、市内の土砂災害警戒区域についてのご質問にお答えいたします。土砂災害警戒区域は、警戒区域と特別警戒区域に分かれておりますが、指定については土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、いわゆる土砂災害防止法の規定により都道府県知事が市町村長の意見を聞いて行うこととなっております。市では、県の協力を得ながら作成した土砂災害危険箇所マップを平成16年6月に市民を初め防災関係者等に配布しておりますが、本年度中に危険箇所、避難

所、避難経路等具体的な災害対応のための情報を網羅したハザードマップを作成し、市内全世帯に配布することといたしております。

市内における土砂災害警戒区域及び特別警戒区域は、むつ地区95カ所、川内地区38カ所、大畑地区60カ所、脇野沢地区60カ所の計253カ所となっておりますが、このうち川内地区については今年度、脇野沢地区については来年度に正式に指定されることとなっております。

土砂災害には、大きく分けて急傾斜地の崩壊、土石流及び地すべりの3種類がありますが、警戒区域の指定要件はそれぞれの災害形態により異なっております、急傾斜地の崩壊については傾斜度が30度以上で高さが5メートル以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域であること等、土石流については土石流の発生のおそれのある渓流において山ろくにおける扇状の地形の頂点の部分から下流で勾配が2度以上の区域であること、地すべりについては地すべり区域または地すべり区域の下端から250メートル以内の範囲内の区域であることが指定要件となっております、これらに該当する地域が土砂災害警戒区域として指定され、さらに危険度が警戒区域を超える区域については特別警戒区域として指定されることになります。

次に、過去の被災地から得る教訓についてのご質問にお答えいたします。ここ数年毎年のように全国各地で集中豪雨を初めとした自然災害により大きな被害が発生しており、つい最近の兵庫県佐用町や山口県防府市を初めとした西日本の集中豪雨による大きな被害はさまざまな原因が言われておりますが、土砂災害警戒区域を多く抱える本市にとっても人ごとではなく、各地の被災地の対応状況を教訓とし、二次災害が生じることのないよう早目早目の対応を心がけるなど、一層気を引き締めて防災対策に当たりたいと考えております。



具体的には、土砂災害から市民の生命を守るために、住民に対してハザードマップによる危険箇所の周知、避難場所、避難経路等の災害時の情報提供、避難勧告、避難命令等の伝達手段等を再確認しながら、災害発生時に迅速な対応がとられるような体制づくりを強化してまいりたいと存じます。

次に、今後の予防対策、処置についてのご質問にお答えいたします。予防対策処置については、土砂災害警戒区域が広範囲にわたることや、既に住宅が建っている場合が多く、非常に難しい面がございます。県が実施する予防対策としての砂防ダムの建設についても警戒区域が余りにも多く広範囲に及ぶため、なかなか進まない状況にあり、市としては土砂災害から市民の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を積極的に進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、むつ市の産業振興についてのご質問にお答えいたします。まず第1点目、地元企業の意識改革についてのご質問であります。市では高いポテンシャルを持った本市のエネルギー分野を下北、むつ市全域の産業振興に結びつけていくために、その具体的な取り組み方針、方策を昨年11月の下北・むつ市経済産業会議の成果として取りまとめたところであります。この取り組み方針、方策を着実に推進していくため、本年度、推進母体として経済部内に産業政策課を新たに立ち上げ、第1段階として施設等のメンテナンスを含めた事業に地元企業が参入できるのか、また地元雇用につなげることができるのかを探るため、まずは地元の意向を確認するためのエネルギー産業との地域連携に関するアンケート調査を実施したところであります。

本調査は、市内の企業に何ができるか、何をしたいかということの基本として、対象業種を一般

製造、機械、鉄鋼、建設、電気工事、板金、塗装、管工事と絞り込み、139社に調査依頼したところ、112社から回答がございました。調査によりますと、その中で「エネルギー関連研修会等へ参加したことがあるか」との問いに対し、「あり」とした企業が47.3%と関心度は高く、さらに業種別に見ると、配管、電気、塗装の業種が75%以上ということで、メンテナンス等へのかかわりが高い業種であると推測されます。さらに、本アンケートの重要ポイントでもありますが、「エネルギー関連産業への参画に関心があるか」という問いに対し、61.6%の企業が「関心あり」としており、希望としてはかなり高いものがあることを再認識しているところであり、その方向性を再確認できたものと考えております。

次に、第2点目のむつ市として進むべき方向性についてのご質問であります。本市の比較優位の分野である環境エネルギー産業関連分野につきましては、むつ下北地域が有する地域力というもの産、官、学、金融の連携の中でコーディネートし、新たな産業や仕事をつくる仕組みづくりなどに取り組んでいくことが喫緊の課題であると認識しているところであります。今回まとめたエネルギー産業との地域連携に関するアンケート調査の回答におきましては、講演会や研修会等への参加意欲は高いものの、電力会社等へのアプローチとなりますと割合が低いこと、また企業からは多様多岐の意見が述べられておりますが、まだ地域の技術向上を通じ、受注機会の確保を目指すべく努力する段階であるとの思いから、市としては今後の方向性としてむつ市、むつ商工会議所、関係団体が一体となり、その熟度を高め、組織化を通じての努力を促進することが必要であると考えており、さらに有資格者等の人材育成につきましても、今年度立ち上げを予定しております仮称ではありますが、連携促進強化協議会の中で研究して

まいりたいと存じます。

次に、第3点目の地元企業育成のための施策についてのご質問ですが、地元企業は長引く景気低迷と構造改革による建設投資等の縮減という構造変化に直面し、大変厳しい状況に置かれております。このような状況の中で、業種の転換や新たな分野、市場への参入は、個々の企業にとって将来を見据えた経営戦略の重要な選択肢の一つになるものと考えております。このことから市では、地域の経済や雇用の安定を図る観点から、中小企業の経営課題の解決を支援するための地域力連携拠点事業や青森県中小企業団体中央会の各種事業の活用などのほか、関係機関との情報共有、連携強化を図りながら各種支援制度を最大限活用し、企業の自主自立への取り組みを側面から支援してまいりたいと存じます。

次に、第4点目の産業振興拡大につながるビジョンの推進についてのご質問ですが、本市を取り巻く社会経済環境は、今後も厳しい状況が続くものと予想されますが、元気なむつ市づくりを進めるために、これまでの行財政改革や重点事業を初めとする各種の取り組みの種がようやく芽吹こうとしており、こうした種を豊かな実りに結実させていくことこそが私の今の使命であると考えております。このことから、産業振興の柱の一つである農林水産業においては、これまで以上に生産から販売までを強化するためにトップセールスを継続するとともに、消費者が求める安全安心良質なむつ市産品づくりを進めるため、地元の資源、地元の技術、地元の人材を組み合わせ持続可能な農林水産業の基盤づくりを進めてまいります。

さらに、むつ下北地域の比較優位の分野である環境エネルギー産業関連分野では、(仮称)連携促進強化協議会を核として、電力事業に係る施設等のメンテナンス参入に結びつく各種講習会の開

催や施設メンテナンスのマッチングフェアの地元開催、産業を支える情報通信の整備等に取り組んでまいります。

また、本市の地域特性や優位性を生かし地元企業との取引拡大などを見据えた長期的な視点により、業種や対象企業を絞った本戦略の具体化に向けた取り組みを元気むつ市応援隊プロデューサーを初め関係部局が連携をとりながら、全庁的に本市経済の活性化と新たな雇用の場の創出に努めてまいる考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、介護保険についてのご質問にお答えいたします。ご質問の要旨は、第1に、今春改定したばかりの認定基準の見直しについて、第2に、一貫しない施策の要因は何か、第3に、現場に混乱はないのか、第4に、介護行政の信頼回復についてということでございますが、いずれも密接に関連する事項でございますので、一括してお答えとなりますことをご了承いただきたいと存じます。

さて、平成12月4月に施行された介護保険制度につきましては、施行後5年目に制度を見直すという、いわば実施しながら制度を整備していくという考え方のもとでの制度開始でございました。また、本制度は各市町村が保険者となっておりますが、各保険者においては3年ごとに介護保険料を含む介護保険の事業計画を見直すという特徴を持っているものでございます。実際平成17年度の見直し時には、介護予防を重視した地域支援事業の新設や介護予防給付として要支援1、要支援2という新たな介護度の設定、そして施設給付にあつては居宅でのサービス利用者との利用条件を考慮し、食費や居住費といったいわばホテルコストを保険適用から除外することとし、また低所得者に対しては負担限度額を設け、介護サービス利用の負担軽減を図るなど数々の改正を実施しております。

このようなことを踏まえまして、まず介護認定基準の見直しという点につきましては、制度としてある程度の実績を積み重ねたうえで介護度判定の自治体間のばらつきを少なくし、より適正な介護度判定を目指したものであると理解しておりますが、問題点としては、前回の判定に比べ、新しい基準での介護度が低く判定されますと、これまでのサービスが利用できなくなる場合があることが指摘されたところであります。

これにつきましては、経過措置を設けて従前のサービスを利用できることとなりましたが、ことし4月以降の要介護認定の実施状況を検証したところ、多くの認定項目ではばらつきが減少する方向にあったものの、幾つかの項目については逆にばらつきが拡大しており、これらは厚生労働省に対する自治体からの質問や意見が多く寄せられている項目と重なっているケースが多いことが確認されております。

このたびの改定では、こうしたばらつきの拡大した項目や質問、要望等が多く寄せられた項目を中心として調査項目に係る定義等の修正が行われたものであり、その結果従来の要介護度の分布がほぼ等しくなることがコンピューターのシミュレーション、複数の自治体で行われた検証で明らかになっているということでございまして、ことしの10月1日からの要介護認定申請分からこれを適用することとしております。したがって、9月中の申請者につきましては、従前の経過措置が適用されることとなります。市といたしましては、今回の改正について、管内の各介護保険事業所に改正内容の説明資料を送付するとともに、主立った居宅支援事業者のケアマネジャーが集合するケア会議の席上で説明をいたしたいと考えております。

また、更新を含む認定申請者の方々にはご理解しやすいような説明書を別途作成して説明に当た

りたいと存じておりますし、認定の事務そのもの手順は変わりませんので、現場での混乱は少ないのではないかと認識しております。

たびたびの改正や修正等により一貫性のない制度という印象を持たれることは無理もないことではありますが、基本的には冒頭で申し上げましたように、施行して5年後に見直し、かつ実施しながら制度を整備していくという手法をとっての制度でございますので、このたびの介護認定に係る改定につきましても、制度整備の一環としてご理解を賜りたいものと存じます。

以上のようなことから、介護保険制度につきましてはその根幹は国策によるところが多く、市の施策で大きく左右できる部分が少ないところとなっており、その信頼性につきましても、国政に大きくゆだねざるを得ないところでございますが、市といたしましては、市民の皆様様に混乱を生じさせないように適切な説明と事務を着実に遂行することにより保険者としての信頼確保に努めてまいりたいと存じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第4点目の下北半島縦貫道路の将来性についてのご質問であります。まず、道路の中期計画（東北地方版）について、その性格、趣旨はどのようなものであるかとお尋ねですが、この道路の中期計画（東北地方版）は、東北6県と仙台市、東日本高速道路株式会社及び東北地方整備局で構成する東北地方幹線道路協議会が本年8月4日に公表したものであり、インターネット等の情報によりますと、東北各地域からの意見や学識経験者、報道関係、経済関係、観光関係、流通関係等の各界の有識者による東北の道のあり方を考える懇談会の提言をもとに人口減少社会の到来などの社会的背景を踏まえながら、東北地方の今後の道路整備や管理の基本方針、方向性を示すために策定したというものであります。この計画

は、平成20年度から平成24年度までの5年間の計画期間における東北地方の道路整備、管理の基本方針を掲載するとともに、既に事業化されている事業箇所であること、平成20年度とほぼ同程度の道路整備予算が確保されることなど、一定の条件のもとに計画期間内で供用が可能と判断された事業箇所について目標とする供用年次を示したり、また地域住民からの要望の高い歩道整備や冬期の交通確保など、ソフト施策を含む暮らしに身近な取り組みなどを示したりする趣旨のものであります。

浅利議員のお話にありました新聞報道において、青森県内の事業として40件が掲載されていたというのは、この一定の条件のもとにあくまでも計画期間内で供用が可能と判断された事業箇所について目標とする供用年次が掲載されたものであります。下北地域関係で目標とする供用年次が明記されているのは、国道279号易国間工区の災害防除対策が平成23年度、同じく国道279号正津川橋橋梁かけかえが平成22年度、そして国道338号長後バイパスが平成21年度となっております。

また、下北半島縦貫道路については現在整備区間となっております有戸北バイパス、吹越バイパス、むつ南バイパスの3カ所について、本計画書の別冊に主要事業箇所一覧の中に整備推進箇所として記載されております。

次に、政権交代があったが、下北半島の位置づけについてどのような手段で訴えていくかとお尋ねですが、私たちの下北半島には国家プロジェクトとしての石油備蓄基地のほか、当市の使用済燃料中間貯蔵施設を初め大間町、東通村の原子力発電所や風力発電施設、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設など我が国のエネルギー政策上極めて重要な地域であるとともに、海洋地球研究船「みらい」が関根浜港を母港として地球環境変動の解明に資するため世界の海洋を調査研究対象と

して活動しているなど、国際貢献を担う海洋科学研究拠点としての役割も期待されているところでもあります。

また、山海の新鮮な食材にあふれ、緑豊かな自然に恵まれたこの地域には、恐山や仏ヶ浦、尻屋崎といった観光名所や薬研、湯野川など古くからの温泉地もあり、いやしの地域としても全国に誇れるものであると認識しております。

政権がどのようにかわろうとも、この下北半島地域の国家レベルの重要性、価値についてはこれまでと何ら変わりのないものであり、これからもこれらを前面に打ち出すとともに、防災、救急医療や地域間交流の促進による地域経済の活性化に不可欠な地域高規格道路としての下北半島縦貫道路の重要性を訴えてまいりたいと考えております。

次に、今後の見通しについてのお尋ねですが、国として道路行政や公共事業にどのように取り組んでいくのか、その具体論については今後の推移を見きわめなければなりません、いずれにいたしましても、国道4号から北へ延びる国土軸の一つと考えられる国道279号の国直轄移管とあわせ、下北半島縦貫道路の早期全線開通に向けていろいろな機会をとらえ、波状的に、かつ強力に要望活動してまいる所存でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問、要望等に入らせていただきます。

1点目の異常気象への対応についての部分で、ご回答いただいた部分と重複する部分があるかもしれませんが、土砂災害警戒区域に対しまして、随分二百五十何カ所があるということをご説明いただきましたけれども、防災上の観点から、通常どのような規制でどのような管理をしている

のか、再度お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 浅利議員の再質問にお答えいたします。

土砂災害警戒区域に対し、防災上の観点からどのような規制を設け管理しているかについてであります。土砂災害警戒区域内の居住者に対しましては、地域防災計画に基づき、災害を助長し挑発する行為、具体的には水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為、ため池、用水路、その他防止施設以外の施設または工作物の設置並びに改造、のり切り、切り土、掘削または盛り土、立木の伐採、土石の採取または集積等の行為を制限しておりますが、下北地域県民局と連携を密にしながら、指導徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、特別警戒区域に対しては住宅地分譲、社会福祉施設、学校、医療施設などのための開発行為については県知事の許可が必要となるほか、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、特別警戒区域に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命または人体に著しい危害が生ずるおそれ大きいと認めるときは当該建築物の所有者、管理者、または占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、または軽減するために必要な措置を勧告することになっております。

先ほども市長から申し上げましたが、常日ごろから災害に強いまちづくりを目指す一方、万が一災害が発生した場合には二次災害へと災害が拡大しないような早目早目の対応を図るよう万全を期してまいりたいと考えているところであります。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

次に、この警戒区域内に高齢者と要援護者というお年寄りの方が、独身とか独居の方とかがいると思うのですけれども、そういう支援リストとい

うのは整備されているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 高齢者の方々等の要援護者リストに関するご質問にお答えいたします。

今回は、主として土砂災害危険区域に関するご質問が中心となっておりますのでございますが、私どもといたしましては、要援護者の方々につきましてはさまざまな災害を想定する中で、支援が必要ではないかと想定するの方々というところらで対応してございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

まず、ひとり暮らし高齢者の方々につきましては、現在個人情報保護の観点もございまして、保健福祉部と下北地域広域行政事務組合消防本部及び災害関係部署と連携して情報交換を行い対応しております。

また、要介護3以上の在宅生活者、身体障害者1級及び2級、重度の知的障害者、精神障害者、保健福祉手帳1級及び2級の方々には個別にむつ市災害時要援護者登録のご案内を申し上げ、その登録申請を行った方々の支援台帳を作成して、それぞれの地域の民生委員の方々との情報の共有をしております。それぞれの登録状況につきましては、8月末現在で、ひとり暮らし高齢者については対象者の約半数に近い登録となっておりますが、障害を持つ方については14%、要介護3以上の方については7%と低い数値となっておりますので、引き続き登録されるよう広報活動をしてまいりたいと存じております。

加えて、むつ市社会福祉協議会では、平成20年度からむつ市ボランティアセンターを立ち上げ、その事業の一環として市内各地区の民生委員の方々のご協力をいただき、要援護者リストを作成しております。これは、各地域にお住まいの民生委員の皆様の情報をもとに要援護者及びその緊急

連絡先を地図情報としてデータの蓄積を行っているものであり、本年度もさらにその充実に向けて作業を進め、8月末現在でむつ地区1,000世帯、川内地区230世帯、大畑地区310世帯、脇野沢地区100世帯の合計1,640世帯の登録となっております。市といたしましても、この事業に対し補助金を交付し、引き続き支援をしてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

異常気象についてですけれども、ある気象研究者が、日本列島は亜熱帯化していると、そういう論文を発表しております。土砂崩れが多発するのは山林の荒廃で、保水力が落ちてしまう環境悪化とかそういうことも要因だと言っております。市長におかれましては、地球環境の変化を直視して、地域の安心安全に特段のご配慮をお願いしたいと要望しておきます。

次に、むつ市の産業振興についてでありますけれども、先ほどのご説明では地元企業がアンケートの結果、非常にエネルギー産業に対する参加の意欲といたしますか、興味を持っているという結果が出ております。そこで、これを具体的に、ではどういうことに参加するかといっても、結局求める資格とかいろんな要件を具備しないと、なかなかよそから来た企業としても採用というところまでいかないと思います。それで、エネルギー関連の資格、例えば放射線何級とかがありますけれども、そういう教育を行政として手助けする必要もあると考えますけれども、そのことについて、市長、どうしてお考えでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 資格研修等の市としての取り組み方、これがまず根底に、基本的なお尋ねだと思っておりますけれども、その部分についても、このアンケートの結果、非常に力を注いでいかなければ

はいけないだろうというふうな認識を改めたところでありますし、また昨年の下北・むつ市経済産業会議の中でもやはり当事者、つまりエネルギー関係の事業者のほうから、そういうふうなところの人材育成にやはり意を注いでほしいという、さまざまその部分で非常に大きな声がございました。やはりそういうふうなところで、私たちは取り組む必要があるだろうと、こういう思いをいたしているところであります。

例えば六ヶ所村の核燃料サイクル施設、それから東北電力東通原子力発電所、稼働しているわけでありまして、今後は機器の保守、保全、交換工事、そういうふうなメンテナンス業務が増大すると、このように思います。そのメンテナンス業務も、単に作業だけではなくて、さまざまな複雑な、よくわかりませんが、想像するには複雑なシステムの中での非常に高い技術力、これが求められているのではないかなと思いますし、また放射線管理区域内での知識も必要というふうなことでありますので、これまでの保有の技術のほかに法令知識、保安教育、それから放射線教育、こういうふうなことを受けることが不可欠であろうと、こんな思いを今いたしておりますので、当然その従事者には放射線、放射能に関する基礎知識、それから安全対策等の知識、この知識を習得させる必要があると伺っておりますし、そういうふうな体制を支援していかなければいけないだろうと、こんな思いでいるところであります。

その意味からして、東北町にあります青森原燃テクノロジーセンター等において、メンテナンス業務に必要な放射線管理を中心とした研修をカリキュラムに沿って実施しております。当市の今後の取り組みとしては、地元での研修会の実施を念頭に置きながら、産業界とこれらについて研究を深めていきたいと。今緒についたと、この10年、20年の中で、ちょっと遅きに失していたのかなと

いうふうな思いはありますけれども、ようやく今  
緒について、その意識が盛り上がってきていると  
いう感じを、感想を述べさせていただきたいと。  
つまりそういうふうなことで、その地域の熱意、  
これを我々はその事業者側に伝えることによって  
さまざまな交流が出てくるのではないかなと、そ  
ういう意味で期待もしているところであります。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、一步を踏み込みまして、今県が東北町  
とかいろんなところでやっている教育があるよう  
でございますけれども、市として資格取得の教育  
関連について、具体的に幾らかの支援、補助、そ  
ういう計画はどうでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当然その場面には補助だと  
か、そういうふうな形の中で、企業の体力もあり  
ますでしょうし、幅広く人材を育成するという手  
法を考えれば、そういうふうな場面も当然出てく  
れば、それなりの対応をしていかなければいけな  
いのではないかなと。やはりそこには企業の熱意、  
また技術力の高さ、そして地域が一丸となってそ  
ういう熱意を持って我々はこういうふうなエネル  
ギー産業に関連した部分での力を蓄えているとい  
う、そういうふうなところを示す必要があると。  
そのためにはさまざまな手を講じていかなければ  
いけないと、こんな思いをしております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

先ほどご説明ありました連携促進強化協議会と  
いうものを立ち上げるということでございますけ  
れども、ぜひこのことについて、その中で具体的  
な案が出るように大いに期待しております。

次に、地元企業育成のための施策についてです  
けれども、要するにむつ下北に限らず地元の産業  
基盤というのは農、林、漁の1次産業がしっかり

しないとだめだというような思いを持っているの  
です。ところがこの1次産業の後継者不足という  
のがどこの地域でも問題になっているのですけれ  
ども、これをどう克服するのかということについ  
て市長はどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 後継者不足、これはもうど  
この業界でもそうでございますけれども、非常に  
頭の悩ましい問題であります。平成17年度の国勢  
調査によりますと、1次産業の就業者1,900人と、  
全体の6.6%ということになっております。そう  
いうふうな報告でございますけれども、非常に若  
者の参入が少なくなってきましたし、就業者が  
年々減少していると。そしてまた従事者の高齢化  
が進んでいると。これは、もう言わずとも浅利議  
員ご承知だと思いますけれども、その中で1次産  
業を担う15歳以上29歳以下の就業者が農業で  
28人、林業で19人、漁業で63人というふうに非常  
に厳しい状況にあるところであります。その意味  
からして、やはりそれぞれの経営を安定するとい  
うことがまず第一の基礎であると、このように思  
います。

そこで、農業のほうにおいては夏秋いちご、非  
常にまた価格の高い部分、夏秋いちご日本一飛躍  
産地育成事業とか、それから農協で取り組んでお  
ります一球入魂かぼちゃだとか、そういうふうな  
商品性の高いもの、それによって農業においては  
家計水準を上げていくと、所得水準を上げていく  
というふうなこと、また水産業では当然ホタテが  
ありますけれども、ホタテ貝殻を利用したナマコ  
の増殖場造成事業、それで生産基盤をつくってい  
くと、そして生産性を高めていくと。そういうふ  
うなことで生産基盤を進めていくのが行政の役割  
でないかと、このように思います。

また、担い手の育成のため農業では、むつ市担  
い手育成アクションプランプログラム、それから

むつ市新規就農促進基本方針及び新規就農受入計画を策定して推進体制を整備しているほか、水産業におきましては水産教室を開催するなど、1次産業に対する意識の啓蒙を図っているというふうなことでございます。まず後継者、そしてまた担い手、それは魅力ある産業というふうなこと、その魅力というのは何かというと、やはり生活基盤、経営の安定、それをしっかりとしていかなければ魅力ある産業にはならないわけでございます。つまり例えば四季の中で、フォーシーズンズの中で夏だけがぐっと膨らむ、そうではなくて平均した形の中で生産性のあるもの、つまりホタテが終わったらナマコの時期、ナマコが終わったらアカガイの時期、そしてまたフジツボの時期だとか、トゲクリガニの時期だとか、そういうふうな形で、それを公言化していくというふうな形の、水産業の一つをとらえますと、そういうふうな行政としてのサポートの仕方も必要であろうと。まさしく生産基盤を強めていくというふうなのが行政としての役割であるし、その部分においては自立できるように関係機関、関係団体と連携をして支援をしていく必要があると、このように認識をしております。

○議長（村中徹也） 23番。

○23番（浅利竹二郎） ありがとうございます。いろいろまだ再質問等あるのですが、時間も迫ってまいりましたので、ちょっと何件か要望だけにとどめさせていただきます。

まず、今の地元企業育成のためのことについては、要は跡取りが、後継者がいないというのは生活が安定していないということだと思っております。そのためにはいろいろ行政としても努力していただいているのですが、例えば今市内にいろいろな大型スーパーがどんどん、どんどん進出してきております。そこで、地産地消ということで地元のもの売り込むと、店頭に置いてもらうという

ようなことを行政としても積極的に介在して進めてもらいたいというようなことを要望しておきます。

次に、介護保険についてでありますけれども、これも要望にとどめておきます。いろいろ規則が変わる、どんどん、どんどんその都度変わるということについて国民の不安があるわけですが、そのときに地元として、または利用する人として意見を反映する場面がないのかという思いがあります。ですから、いろいろそのところを再質問しようと思っていたのですが、もう時間切れが近くなってきましたので、そのところ、介護の担当の方は利用者の意見をよく吸い上げるというような場面を設けていただいて、国の頭からの一方的な押しつけではなくて、あくまでも市民の声を、利用者の声を十分に吸い上げるようなことを行政に反映してもらいたいということを要望しておきます。

最後に、下北半島縦貫道路の件でありますけれども、これは政権交代に伴うことをこれから先どうするのだと言われても市長も困ると思っておりますので、いずれにしましても、むつ下北の置かれている状況を折に触れ積極的にいろんなアピールをしてもらって、下北半島縦貫道路がおくれないようなことで努力をしてもらいたいというように思います。

ということで、むつ市議会第201回定例会の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

午前11時15分まで暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き



ます。

#### 横垣成年議員

○議長（村中徹也） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。6番横垣成年議員。

（6番 横垣成年議員登壇）

○6番（横垣成年） むつ市議会第201回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長、理事者におかれましては、前向きのご答弁よろしくお願いいたします。

8月30日に行われた総選挙で、日本国民は歴史の大きなページをめくりました。自民党政権は、戦前の天皇万歳の歴史を反省しないどころか、美しい国日本などとして天皇制を再び復活させようといいました。自民党政権は、国民主権と書かれた憲法を守るところか憲法9条を削除し、海外に派兵できる国につくり変え、戦前同様、国民主権を大幅に制限しようといいました。自民党政権は、お金がないとして、毎年2,200億円の社会保障費を削り続け、年金の充実どころか負担増と支給減を進め、後期高齢者医療制度、障害者自立支援制度などを創設し、負担増を強制し、社会的弱者をさらに社会の底辺に追い込みながら、総選挙前には社会的弱者にはほとんど回らないお金15兆円の大盤振る舞いを行いました。さすがに国民は怒りました。自民党よさようならと、日本国民は歴史の大きなページをめくったのであります。

民主党中心の政権は公約しました。後期高齢者医療制度の廃止、障害者自立支援制度の廃止、そして中国、韓国初めアジア太平洋地域の信頼関係と協力体制を確立し、東アジアの共同体の構築を目指す。核拡散防止条約再検討会議において主導的な役割を果たすなど、核軍縮、核兵器廃絶の先頭に立つ唯一の被爆国として日本国憲法の平和主

義を初め国民主権、基本的人権の尊重の3原則の遵守を確認するとともに、憲法の保障する諸権利の実現を第一とし、国民の生活再建に全力を挙げる。日本共産党は憲法を守り、憲法を暮らしに生かせと公約に掲げ、戦後一貫して自民党政権に対抗してまいりました。民主党は、つい最近まで憲法を変える立場にありましたが、何と民主党中心の政権は、憲法を守ると公約したのであります。支持率が2%、3%にしかない日本共産党が今まで何回めくろうとしてもめくることができなかった大きなページを、国民は民主党に託してめくったのであります。

さて、質問の第1点目、原子力にかかわる諸問題のうち、ヨウ素剤の備蓄についてであります。原子力施設に事故が起きた場合、いろいろな放射性物質が施設から放出されます。放射性ヨウ素もその一つであり、放出された放射性ヨウ素は呼吸や食物とともに体の中に取り込まれ、甲状腺に集まります。そのため甲状腺がんの原因になるおそれがあるのであります。これに対し、前もってヨウ素剤を飲んでおけば放射性ヨウ素が甲状腺に集まることを防ぎ、尿や便から排出されて発がんの危険性を低減することができるのであります。ですから、ヨウ素剤は事故が起こったらすぐに飲むのが最も効果的なのであります。

さて、むつ市は保健所のみにも備蓄している状態です。原子力施設に事故があったときにすぐ飲むことができる体制でしょうか。新潟県中越地震で大被害を受けた柏崎市は、市役所、消防本部、西山町福祉センター及び旧保健所のほか、原子力災害時の避難所、待避所である小・中学校に備蓄しております。また、薬剤師会の協力で一部の薬局で購入できる体制もつくっております。むつ市もヨウ素剤の備蓄の充実を進めるべきと思いますが、お聞きいたします。

原子力にかかわる諸問題のうちの2点目、防災

行政無線の充実についてです。むつ市は、市が住民の避難勧告、避難指示を決定した場合は、防災行政用無線等広報車(エフエムアジュールを含む)を用いて、その内容をお知らせします。該当地区の皆さんは、市からの指示に従い、指定された避難所に避難することになりますという体制をとっています。しかし、防災行政無線に難聴地域はないのでしょうか。難聴地域には、どういう対応をしているのでしょうか。市民からの苦情は来ていないのでしょうか。また、茨城県の東海村では、個別受信機の貸し出しをしております。むつ市も難聴世帯に対し、個別受信機の貸し出しをすべきと思いますが、お聞きいたします。

原子力にかかわる諸問題のうちの3点目、中間貯蔵施設の諸問題についてです。六ヶ所再処理工場がトラブル続きで本格稼働ができず延びております。現在の再処理ができないということは、当然今以上に難しい技術が必要な第2再処理もできないということになり、むつ市の中間貯蔵施設に運ぶ使用済み核燃料はそのまま置かれるということの意味します。永久貯蔵施設になるのではという不安を持つ市民が増大しております。むつ市長として再処理工場の延期について、国、県、事業者には何か意見を上げているのでしょうか。それともお金さえ入れば永久施設となってもいいと考えているのでしょうか、お聞きいたします。

原子力にかかわる諸問題のうちの4点目、原発関連交付金の電気料金還元についてであります。この間、本庁舎移転事業に15億円、関根浜地域振興に2億5,000万円、むつ総合病院に5億円、水川目の地域振興に4億円、関根浜漁業振興に2億円、大畑漁業振興に2億5,000万円と地域や職種に対し、使用を限定した合計31億円という多大な寄附を中間貯蔵施設にかかわる事業者が行ってきました。原発関係のお金、いわゆる原発マネーがむつ市内を飛び回っております。原発マネーが市

民間に格差をもたらしてはいないものでしょうか。原発施設や中間貯蔵施設に何かあれば、被害を受けるのは一部の地域や職種だけに限りません。危険施設と隣り合わせという状況を余儀なくされているむつ市民に対し、迷惑料として原発関連交付金の電気料金還元を実施すべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の第2点目、国民健康保険特別会計の諸問題についてです。毎日新聞が6月8日に国保の保険料を特集しておりました。むつ市は毎日新聞と同様、世帯所得200万円、40代夫婦と未成年の子供2人、固定資産税5万円の設定で国保税は幾らとなるのでしょうか。また、国保の被保険者負担の格差が3.6倍となっている現状を見る場合、国保会計の大きな問題はどこにあると考えるかお聞きいたします。

質問の第3点目、情報公開の対象についてであります。情報公開は、国民に開かれた行政を目指すものであります。例えば克雪ドームは1億1,500万円のお金を出しております。市民の税金を使っているわけですから、行政の一部と言えます。情報公開の対象にならないのは、国民に開かれた行政を目指す情報公開の原則に反すると言えます。指定管理者を情報公開の対象にすべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の第4点目、平和市長会議への加入についてであります。現在8割の約1,500自治体が非核平和都市宣言をしております。むつ市も非核平和都市宣言をしております。非核平和都市宣言をした経緯をお聞きしたいと思います。

また、同宣言の趣旨を全うするために今までむつ市は何か行動をしてきたのでしょうか。アメリカのオバマ大統領は、チェコのプラハで、核兵器を使用した唯一の核保有国としてアメリカには行動すべき道義的責任があるとして核兵器のない世界を追求すると表明いたしました。そして、今月

11日、アメリカは国連安保理で24日開催する核軍縮特別会合で核兵器のない世界を目指す決議案文を各理事国に配布しました。着実にオバマ大統領は核のない世界を目指して行動しております。本日発足する民主党中心の政権も核廃絶の先頭に立つと公約しております。むつ市長も平和市長会議へ加入して、同宣言にのっとった行動をすべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

まず原子力にかかわる諸問題についてのご質問の第1点目、ヨウ素剤の備蓄についてであります。安定ヨウ素剤の備蓄場所等については、それぞれの地方公共団体の判断により異なっており、青森県の場合は県が東通オフサイトセンター、六ヶ所村原子力センター及びむつ保健所の3カ所に備蓄しております。このため市独自で避難所や学校への備蓄は現在のところ考えておりません。

当市は、隣接地の東通村に東通原子力発電所1号機が運転中ですが、原子力発電所からおおむね10キロメートルの地域が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、これをエマージェンシー・プランニング・ゾーン、EPZというそうではありますが、その範囲がむつ地区南通り地域の二又、石蔵平、奥内、浜奥内、近川、中野沢、中野沢開拓の7町内会であります。原子炉施設等において原子力災害が発生した場合、放射性物質として気体状のクリプトン、キセノン等の希ガスとともに揮発性の放射性ヨウ素が放出される可能性があります。希ガスは外部被曝、放射性ヨウ素は内部被曝により人体に悪影響を与えるおそれがあります。人が放射性ヨウ素を体内に取り込むと、放射

性ヨウ素は甲状腺に集積され、甲状腺がんを発生させる可能性があります。安定ヨウ素剤を予防的に服用することにより甲状腺への放射線被曝を阻止及び低減させる効果があるとされております。

安定ヨウ素剤は、劇物に指定されている医療用薬品で、薬局で購入可能ですが、劇物でありますので、致死量の問題、蓄積性があり、医師の問診等を受け服用することが望ましいとされております。原子力災害時に住民に被曝のおそれが生じた場合は、まず住民を安全な場所に避難させ、極力被曝を回避することが何よりも重要であります。万が一東通原子力発電所において原子力災害が発生したときは、オフサイトセンター内に設置される国・県及び関係市町村等で構成される原子力災害合同対策協議会で緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムや緊急時モニタリングの結果、予測される放射性ヨウ素の放出期間などを考慮して、安定ヨウ素剤の服用が必要と判断した場合は、青森県緊急被曝医療マニュアルに基づき、県が市町村等の協力を得て、保管場所から避難所の配布場所へ搬送することとなり、避難所内に設置された救護所の責任者である医師が配布責任者となり、そこで医師の判断により安定ヨウ素剤が配布されることとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災行政用無線の充実について。難聴地域にはどういう対応をしているのか、市民からの苦情は来ていないかのご質問であります。EPZであるむつ地区南通り地域には、現在10カ所の防災行政用無線を設置しております。地域からは放送が聞き取りにくい、増設等の要望が出されておりますが、難聴地区の解消、デジタル化への対応とあわせ、個別受信機の貸与も含め総合的に検討することとしており、災害時には防災行政用無線はもちろんのこと、広報車、エフエムアジュー

ル等の媒体を活用し、住民の周知に努めることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、中間貯蔵施設の諸問題についてのご質問にお答えいたします。ご質問の趣旨は、六ヶ所村にあります日本原燃株式会社の再処理工場におけるアクティブ試験が難航し、事業の見通しが立たない状況になっていることから、当市の関根地区に建設が予定されております使用済燃料中間貯蔵施設が永久貯蔵施設になるのではないかとのご懸念のもとに、再処理工場の本格操業時期の延期について、国や県、事業者に対して何か意見を申し入れているのかとのこととあります。これまでの経過といたしましては、化学薬品やウランを用いる手順での試験を終え、平成18年3月には使用済燃料を用いましたアクティブ試験が開始されております。当初は1年半程度の期間で工事の竣工を予定しておりましたが、トラブルが相次いだことから、たびたび工程の見直しを行ってきたところであり、先月末、国に提出した工事計画の変更では、工事の竣工時期を平成22年10月とされたところとあります。脆弱なエネルギー事情にある我が国において、エネルギーの安定供給は再重要課題の一つでありますことから、原子燃料サイクルの重要性は県と国との確約書の趣旨からも、今後当分の間変わることのないものと認識いたしております。

当市に建設が計画されております使用済燃料中間貯蔵施設は、再処理事業を中心とした原子燃料サイクル事業に柔軟性を与える重要な施設であり、同再処理事業と密接に関連しておりますことは、議員ご認識のとおりであります。使用済燃料中間貯蔵施設に関しましては、当市と青森県、東京電力株式会社、日本原子力発電株式会社との間で使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書が締結されており、管理貯蔵される期間は最長でも50年間であることが明記されております。このことか

ら、昨今のアクティブ試験の状況による六ヶ所再処理工場の本格稼働の遅延によって、使用済燃料が中間貯蔵に永久貯蔵されることになるような状況は全く起こり得ないこととあり、このことは同協定の締結者の共通認識であると理解しております。したがって、市といたしましては、改めて国や県、事業者に対して意見を申し入れるまでもないと考えているところでありますし、同時に安全確保を第一義として、一刻も早く再処理工場のふぐあい解消され、早期に復旧、本格操業へと移行することを願っているところでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

お金さえ入れば永久貯蔵施設になってもいいと考えているのかとのお尋ねであります。前段で申し上げましたように、使用済燃料中間貯蔵施設において使用済燃料が永久貯蔵されることはないとの認識でありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分に係る電気料還元の実施についてであります。9月11日の斉藤議員の一般質問でもお答えしましたように、今後の財政状況において、中間貯蔵施設に係る交付金の見直し及び新税の創設等による自主財源の確保、政権交代による今後の地方財政に対する国の対応等も未確定な要因があることから、これらの状況や一部事務組合等を含めたむつ市全体の財政状況を見きわめる必要があり、電気料還元を行っても安定した財政運営が確保できるということが条件であろうと考えております。その際には、電気料還元を含めた交付金の用途及び電気料還元を実施する時期について改めて議員各位にご協議申し上げたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、国民健康保険特別会計についてのご質問にお答えいたします。まず、去る6月8日付の毎

日新聞の記事に関してであります。これは同社が国民健康保険の全保険者を対象に本年3月に実施した国民健康保険等全国調査の結果を掲載したもので、調査の主な内容は、40代の主婦と子供2人で所得が200万円のモデル世帯における平成20年度の保険税の額についてであります。むつ市でも回答しておりますが、当該モデル世帯の保険税の額は、医療分が20万2,800円、後期高齢者支援金分が7万2,900円、介護納付金分が6万2,300円、合計で33万8,000円で、所得に対する負担率は16.9%となっております。

国民健康保険においては、一般被保険者医療給付費の財源につきましては、国・県が50%を負担し、残る50%は保険税で賄うことになっていることから、総医療費の増減に比例して保険税の額が決まってくる仕組みとなっております。この結果、受診機会が多い高齢者の比率が高い保険者、地域の医療機関及び病床数が多い保険者等においては、多額の医療費に見合った保険税率を設定しなければならず、逆に高齢者の比率が低い保険者や地域に医療機関が少ない保険者は低い税率でも運営できることになり、こうした保険者の置かれた状況の違いを反映して、全国的には3.6倍の差があらわれたものと認識いたしております。

さて、医療保険は健康で働くことができ、一定の収入があるときは主として協会健保、組合健保及び共済組合等の被用者保険に加入しますが、会社等を退職し収入が減少し、生活習慣病等の疾病の兆候が見える年齢になると国保に加入することになります。したがって、国保は医療費は多額になるのに対し、保険税の負担の能力は低いという構造的な問題を抱えております。さらに、制度発足時は約7割だった農林水産業者及び自営業者の割合が現在では2割にも満たなくなり、無職者及び非正規就業者等が約8割を占めるようになっており、まさに社会のセーフティーネットの役

割を果たしておりますが、このような被保険者の構成が国保財政の脆弱性につながる大きな要因となっているものと分析いたしております。

平成20年度のむつ市の被保険者1人当たり保険税額は県平均8万8,434円に対し8万3,299円で、県内の順位は40保険者中、高いほうから30位、市部では最も低い位置にあるものの、被保険者の負担感は年々増しているものと認識いたしております。

このような状況の中で、国保財政の健全化を図るためには、歳出においてはレセプト点検の強化、医療費通知の実施、後発医薬品の使用促進などの医療費適正化に努めるとともに、歳入ではきめ細かな納付相談及び的確な滞納処分により保険税の収納率向上を図る考えであります。しかし、一保険者の努力のみでは解決できない問題も多いことから、毎年地方六団体及び国保中央会等の主催で国保制度改善強化全国大会が開催されておりますが、昨年11月の大会では医療保険制度の一元化、財政基盤強化策の拡充強化、特定健診の受診率等による後期高齢者支援金の加算減算措置の撤廃等を決議し、国に対し強力に働きかけております。このほかにも機会あるごとに要望してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

次に、情報公開の対象についてのご質問にお答えいたします。横垣議員のご質問は、当市の情報公開制度に指定管理者についても公開の対象として加えるべきではないかという趣旨かと存じますが、地方自治法の規定には公の施設の目的を効果的に達成するために、必要があるときは条例の定めるところにより指定管理者に当該公の施設の管理を行わせることができるとされております。このことから、民間法人等が市の指定を受け、公の施設の管理を代行することが可能となるというものでありまして、指定を受けた指定管理者が市になりかわって施設利用の許可、料金の徴収、各種

事業の運営等を行うものであります。このように指定管理者は、市の行政の一端を担っているものでありまして、公共性が非常に高いと言えますことから、公の施設の管理業務に関しましては、市と同様、市民の皆様に対する説明責任を十分果たす責務があると考えられます。

一方では、指定管理者制度は民間事業者の有する経営ノウハウを活用しながら、直営の手法によらない、より柔軟で質の高い住民サービスを図ることを目的としております。したがって、情報公開制度に指定管理者を加えた場合、指定管理者の事業としての情報をどこまで情報公開の対象にするのかという線引きが最も大きな課題となります。ましてや指定管理者が行う事業活動に不利益を与えないことを前提としつつ、情報の開示または不開示についてさまざまなケースを想定して対応する必要がありますし、この制度運営につきましても、指定管理者に対して制度や手続を説明し、内容を十分認識していただく必要もありますことから、調査検討には相当の時間を要するものと考えております。

なお、指定管理者の業務内容をつまびらかにする新たな仕組みとして、毎年度指定管理施設の運営状況を公表するモニタリング制度の導入を始めたところでありますことから、その運用に意を用い、今後とも指定管理者の透明性の確保のための積極的な情報公開につかまえて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、平和市長会議についてのご質問にお答えいたします。古い議案つづりや会議録をひもときますと、平成13年8月31日に開会されましたむつ市議会第169回定例会において、通常の提出議案としてではなく、議員提出議案として3名の議員から「核兵器廃絶・平和宣言」決議が当時のむつ市議会議長へ提出され、9月13日に原案のとおり

可決されております。恐らく横垣議員がご質問の中で申し述べております非核平和都市宣言は、この宣言に相当するものではないかと推察されま

ず、この宣言をした経緯についてのお尋ねであります。まず、平成13年といえば私も議員として在籍しておりました。簡単に申し上げますと、市民の負託を受けた当時のむつ市議会議員の賛同により可決されたということに尽きるわけです。したがって、政党や会派を超えて恒久的な平和を願う議員各位の意見が一致した結果であると受けとめております。

また、市として何か行動を起こしてきたのかというお尋ねであります。戦後は遠くになりけり、あるいは戦争を知らない世代といった言葉に象徴されますように、戦争体験が風化しつつある現在、私たちはともすれば当たり前のように享受している平和のありがたさや大切さを忘れがちであります。そういう意味では、悲劇を二度と繰り返してはならないという平和を願う気持ちは私も横垣議員と同じ思いであり、改めて行動を起こさずとも平和の意味を問い直すことについては横垣議員といささかも変わらないものと思っております。

次に、平和市長会議へ加入して、同宣言にのっとった行動をすべきとお尋ねであります。むつ市では長年にわたり8月15日の終戦記念日の正午に職員全員が黙禱を行い、半旗を掲げるなど一定の措置を行っており、平和の意味を自覚することについて、決してないがしろにしているわけはありませんし、戦争被害ということでは、広島や長崎で被爆された方々だけでなく、国内外を問わず、戦禍をこうむったあまたの方々がいることも忘れてはいけない事実であると認識しております。平和市長会議の趣旨につかまえては、唯一の被爆国である日本国民の一人として決

して異論を唱えるものではありませんし、むつ市としても現在加盟している自治体の市政とはいささかも異なっているとは考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 再質問はちょっと順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず、国民健康保険特別会計についてであります。市長の答弁ですと、国・県で50%ということであります。これちょっと確認させていただきたいのですが、この平成20年度の国保会計の決算を見まして、国庫支出金、これが収入済額で20億4,000万円、そして県の支出金3億1,500万円ということが国・県の負担ということになりますと、全部の収入が70億1,700万円ですから、これで割ると33.6%というふうになります。ということで、国・県の負担がこれだということに私の計算ではなるのですが、確認させていただきたいと思いません。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 国庫負担金等、また公費負担分が50%という部分ですけれども、療養費の給付負担分が療養費分として保険給付費から前期高齢者交付金、それから基盤安定繰入金の2分の1を差し引いた34%、それから老人保健拠出金の34%、それから介護納付金の負担金、要は国が34%出す部分がありますので、この部分については実際国保会計部分とちょっと切り離す部分でございますので、その部分が差し引かれますと、国・県の負担が50%と算定されるということでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） そういういろいろ複雑なのがこの療養給付費等交付金とか前期高齢者、これは国保でない健保組合だとかいろんな共済組合、そういうところから出てきているものに、また国・

県の交付金が交じっているので単純にはいかないということで、こういうのを合わせれば50%になるということでもあります。しかしながら、どんどん被保険者の負担がふえてきている。こういう現状を見るならば、この国の負担、昔は、1980年代までは、私もむつ市の国保会計を調べたのですが、今療養給付費とか前期高齢者交付金、ややこしいのがついているのですが、こういうのは当時の会計にはなくて、本当に国の支出金、そして県の支出金もう完全に50%だったのです。それがどんどん、どんどん今言ったように国と県の支出金が直接国保に来ているのが33%にしかなくなってない。こういうふうに国のほうとしては直接国保に出すお金を引き上げていって、実際33.6%しか直接補助しないと。やっぱりこら辺に私は大きい問題があるかなと。だから、昔みたいに直接国・県で国保会計に半分補助すると、やはりこういう声を市長のほうで、それこそ市長会とか、そういうのを通してどんどん上げてほしいなというのが私の要望です。ぜひそういう立場でやってもらいたいと思います。

今この平成20年度の国保会計、3億8,000万円の赤字会計となりまして、当然この赤字をどこが負担するかと。これはやはり市長の判断が大きいものがあるかなというふうに思います。さっき聞きました、むつ市の被保険者の負担が大体200万円世帯で34万円。かなり大きいですね負担が。ですから、今平成20年度の国保会計が赤字であります。この対処の仕方としては、むつ市民の国保税の負担感もう限界に達しているというふうに私は思うのですけれども、市長としてはそこをどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 先ほど市長が後段で申し上げたところに尽きることでございますけれども

も、医療費の適正化、それから保険税の収納率の向上について、できるだけ対策を講じていきたい。また、要は今議員がおっしゃっている公費、国費といいますが、なお一層の財政支援、この部分を、また制度改正等もあわせて強く働きかけていきたいというふうなところであります。

現行の制度のもとでは、被保険者への適正な給付と保険事業の円滑な事業のためには、当然のことながら、この赤字を放置しておくわけにはいかないものでありますので、この解消についてもいろんな方策を検討しなければならないと思っています。いずれにしても全国市長会、それから国保連合会、知事会等、地方六団体の中で声を上げていって、その中で国に要望していくというふうな形で進めたいと思っています。よろしく願います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長に答弁を求めたのですが、大体同じ意見だろうというふうに思いますけれども、断じてやはり市民に負担をかぶせるということはないように、そういう立場で取り組んでももらいたいというふうに思います。

次に、情報公開についてですが、いろいろ調査検討、そういうのにも時間がかかっているながらも、総合的に検討しながら対処したいということであり、事前に職員のヒアリングでも言っておりましたが、青森市、今新しい鹿内市長は、早速指定管理者も情報公開の対象にすると、そういうふうな前向きな答弁をしております。当然宮下市長も情報公開はもう積極的に進める、それは公約の一つであります。そういう意味で、この青森市長のような形で、早速検討に入るというふうな形で対処してもらいたいと思います。今どんどん、どんどん毎年のごとく指定管理者にしているのがふえております。ですから、いろんな意味でまだ歴史が浅いですから、これから問題が出てくるかも

しれません。そういう場合に市民が知る手段を持たないというのは、そういう意味では行政の停滞になりますから、市長、その点、事前に職員からもいろいろ言われていると思いますが、この青森市には情報公開条例に第22条というのがあります。私調べたら、むつ市にはこういう条項がなく、どういう中身かという、市が出資する法人のうち市長が定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。こういうふうな市が出資する法人のうち、市長が定める法人はもう情報公開に努めなくてはならない、こういうふうな条項があります。ですから、ぜひとも市としてもこういう条項をつくりながら、早速指定管理者のほうの、それこそ線引き等も早急にやって取り組んでほしいと思いますが、青森市の情報公開の対応と比べながら、市長のお考えをお聞きしたいのですが。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど市長から答弁ございましたように、指定管理者のいわゆる法人としてのプライバシーもあるということで、どこまで会社の状況を開示できるかというふうなことにつきましても、非常に難しい問題があるということが1つ問題点としてあるわけでございます。そういうことで、運用しているところにつきましても、ある意味いわゆる会社の情報というところについては会社にお任せしているといいますが、会社の判断を尊重しているというふうなところもあるようでございます。そういうこともございまして、むつ市としてはまだ踏み込んでおりませんが、それにかわる実効ある制度ということで先般も横垣議員の質問のときにお話ししておりましたモニタリング制度、これをことしから実施に移したいということで、できれば年内に全施設のいわゆる状況を公開したいというふうに考えてございま



す。

この制度を運用してみて、なお不備がある、まだ住民にとって必要な情報が開示されていない状況があるというふうなことがありますれば、その辺のところ、先ほどの法人のプライバシーということをお案しながら検討して取り組みたいというふうに思いますけれども、まずはこのモニタリング制度を運用していくということで、その推移を見守っていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 青森市は、この指定管理者の情報公開については管理形態が指定管理者による施設であっても市の管理責任のもとにあることには変わらない、それは市長も同じような答弁をして大変ありがたいのですが、市の管理責任のもとにあることには変わりはないと。指定管理者は住民サービスの向上に努めるべき責務を有しておると。指定管理者の公の施設の管理に関する情報につきましても、さきに述べた情報公開制度の努力義務を課している市の出資法人と同様に取り扱と、青森市はこういう答弁をしておりますので、ぜひこういう形でむつ市も取り組んでもらいたいと思います。

さて、次であります、平和市長会議の加入は、結局市長としては特に加入はしないと、そういう答弁であったということで確認をさせていただきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） そのとおりでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） では、むつ市は議会の議決でありますけれども、平和都市宣言を可決している。やはりそれを受けて行政は動いてほしいというものもあると思います。そのトップである市長とし

ても、この平和市長会議、これはほとんど非核平和都市宣言は日本国内で加盟を呼びかけているものであります、平和市長会議というのは世界の諸都市に呼びかけている会議で、ほとんど趣旨は同じ。今オバマ大統領も、そして今の新しくできる民主党中心の政権も核廃絶の先頭に立つ。ですから、ぜひ市長としても、今こういうふうな形で、あのアメリカでさえも核兵器廃絶の先頭に立つと言って取り組んでいる、こういう状況にやはり応援するという形で、市長も平和市長会議に加盟するべきではないですか。自分も平和は大切だと、そういう思いがあるのであれば、ぜひ加盟して平和を積極的に進めてほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） よその国が核をたくさん持っている、そして政権交代が行われて、ウイ・キャンと、そういうふうな形の中で、核が廃絶、その国が廃絶できるのかと、核兵器を廃止することができるのかというのは、これから大きく歴史が検証されることでありますし、その大統領が参加してそういうふうなことを言っているからといって、この一自治体の長がそれに参加すべきだという論理は私は少し論理の飛躍ではないかなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 論理の飛躍ではなくて、これは意思があればどの自治体でも加盟できるので。そういう平和市長会議なのです。ハードルが高いわけではないです、平和の意思があれば。何かそういう悩むところがあるのですか、この平和市長会議に入らないというのに。ちょっとそこをお聞かせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 悩むようなところはありませんけれども、この場でお話しすることはできません。

ん。しかしながら、加入しなくともむつ市行政として平和を希求する、その態度はしっかりと持ち続けていると、またこれからも持ち続けなければいけないということでご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 口ではそういうことを言うけれども、何となくまだ市長には核の傘、これが抑止力になっているという立場に何か立っているような気がしないでもありませんけれども、今の言葉を信じて、今後の活躍を期待したいと思います。

さて、次の第1点目に言いました原子力にかかわる諸問題であります。このヨウ素剤、私はいろいろ学校だとか避難所、待避所である小・中学校とか、市役所、消防本部、こういうところにもっと配置してほしいと思いましたが、全部柏崎市と同じような体制をとるのもどうかと思ったりもします。規模が違いますから、柏崎刈羽原子力発電所は7号機まであって、本当にまの近くにあるということですから、むつ市の場合はまだ、これからおいおい体制をつくってほしいと思います。とりあえず市民の中でも不安を持っている方からどうしても欲しいという要望があった場合、薬局でも購入できる体制ぐらいはつくれないものかなというふうに思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 不安を余りあおり過ぎる部分もいかなものかなと、このように思います。その部分でちょっと懸念がされるころだと、このように私は考えております。

先ほど壇上でお話ししたとおり、青森県の場合は県が東通村オフサイトセンター、六ヶ所村原子力センター、むつ保健所の3カ所に、そして1回に使用する量の3倍が備蓄されておまして、市独自の避難所や学校への備蓄は現在のところ考

えていないところでございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長、ちょっと時間がないので、薬局のことを聞いている。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 薬局は薬局の判断によるものだと、このように思いますけれども。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 市長、そういう無責任な答弁はだめですよ。柏崎市は薬剤師会に協力を求めて、そして一般でも購入できるようにということで市の行政で薬剤師会と連携して取り組んでいるのです。だから、そういう考え方がないかというのを聞いているのです。

○議長（村中徹也） 防災調整監。

○総務部理事防災調整監（岩崎金蔵） 安定ヨウ素剤につきましては、仮に薬局に置いたとしても、これは劇薬になりますので、当然医師の処方あるいは立ち会いがないと服用できないということになります。それを考えますと、現実的に薬局に置いたとしても、一般の市民の方が購入されるということはほとんどないというふうに考えております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） ちょっと私もそこまでは調べておりませんが、ただ柏崎市はこの薬剤師会の協力で一部は購入できる体制をとっている。これはホームページで公表しているのです。何も購入しても意味がないというのであれば、こういうことを書いているわけがない。だから、これ飲み方のノウハウを薬剤師がしっかり説明して多分渡しているのです。そうでないと購入できないということになりますので。そこはぜひ調べながら、前向きに市長、答弁お願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 横垣議員もまだ研究の最中

のようでございますので、私どももそれは研究を  
させていただきたいと、そういうことございま  
す。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 原子力にかかわる諸問題の2  
点目ではありますが、防災行政無線、これは個別受  
信機も含めて検討するということですので、ぜひ  
とも検討してもらいたいというふうに思います。

3点目の中間貯蔵施設の諸問題ではありますが、  
これは50年後必ず搬出するということを市長は言  
いましたけれども、この協定書を見ると、貯蔵施  
設から搬出するというふうには書いているのです、  
貯蔵施設から。だから同じむつ市内の、今は関根  
ですけれども、例えば川内にその施設をつくれば、  
関根から川内に運んだとしても搬出になる。そう  
いう協定の中身だということで、かなりいいかげ  
んなところがあるのです。だから、そういう意味  
ではもうむつ市内で移動するだけでこの協定書は  
クリアしてしまうと、そういう協定であるという  
ことは認識としてありますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私から横垣議員にお尋ねを  
する場面ではございません。ですから、何をつく  
るのかということをお尋ねすることはできません。例  
えば関根から川内に何をつくって移すのかと、そ  
ういうふうなお尋ねは私はこの場所からはできま  
せんけれども、50年で貯蔵施設から搬出される  
ということでございますので、それで我々はしっか  
りとその協定が守られる、守らなければいけない  
ものだ、こういうふうな認識を持っております。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） だから、ここがやっぱり政治  
のファジーなところで、貯蔵期間の終了までに貯  
蔵施設から搬出すると、これだけなのです。だか  
ら別なところに、同じむつ市内に貯蔵施設をつく  
れば、それで搬出することになる、そこに運べば、

こういうことになる。50年後がどういう市政にな  
るかわかりませんが、もうお金に困って大  
変だというふうになれば、

この協定はもう紙くずにしか  
ならない、そういう協定だということ指摘して、  
次の質問に移りたいと思います。

さて、最後のほうですけれども、この原発関連  
交付金、電気料金の還元、これぜひ進めてもら  
いたいというのが、財政の安定がなされたときと  
いうことを言っておりますが、財政の安定とい  
うのはどういふ場合が財政の安定になりますか。  
私は、市長の考え方だと永遠に財政の安定とい  
うのはあり得ないなというふうに思っております。  
具体的にどういふ財政が安定になりますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまのご質問にお答  
えをする前に、先ほど横垣議員から非常に侮辱を  
されたようなご発言がありましたので、

非常に私にとって自  
らの尊厳を汚されるような発言がなされました。  
この部分につきましては、私からはとやかく申し上  
げることできませんけれども、非常にこれは全  
くもっていかげな発言かと、このように思います。

財政の安定は、横垣議員が常々この議場の中  
で指摘をなさっている赤字解消計画、さらに一  
部事務組合、そういうふうなもろもろの財政状  
況を見なければいけないと。これは、横垣議員  
が決算の中でも多くの発言をなさっているところ  
でございます。そういうところをしっかりと見き  
わめた中で電気料金還元を行っても安定した財  
政運営が確保できるという段階で、その条件が  
あると、こういうふうなことでございます。それ  
以上でもそれ以下でもありません。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） 先ほど市長に対して大変失礼な言い方をしたのは削除させていただきますので、よろしくお願いたします。市長、どうも申しわけありませんでした。

先ほどの財政が電気料金還元しても安定している。自主財源どうのこうのと言いましたけれども、結局むつ市の地方税の比率は低い、結局自主財源が20%もいかない、そういう財政状況で、ほとんど地方交付税に頼っている。こういう立場であれば、自主財源に頼るのであれば、永遠に安定した財政状況は築けない。にもかかわらず市長は、今、ということは安定した財政状況ではないですよ、市長。にもかかわらず本庁舎移転事業は強行したと。だから、安定した財政状況でなくても、市長は自分でこれをやるよと言えはできるのです。だから私は、財政安定云々と理由つけるけれども、市長の姿勢が電気料金還元という方向に行っていない、それだけでないですか。そうでないですか。そうでなければ、庁舎移転できるわけないです、財政が安定していないのに。安定云々でないでしょう、電気料金還元しないのは。市長自身がやる気がないからでしょう。そうでないですか。だから、安定云々は理由でないです。そう思いますが、いかがですか。やる気がないのではないですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 電気料金還元を行っても安定した財政運営が確保できる段階、その条件が整った段階でやる気があります。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） だから、安定した財政状況は、では改めて聞きますけれども、本当に安定した財政状況というのはどういう、それできちっと国のほうでは、例えば財政再建団体にならないこと、起債制限を受けないこととか、そういう状況で運

営しなさいと。実際むつ市はそういう方向に今向かっております、市長。ほとんどその4基準をクリアする方向に向かっているのです、市長。だから、そういう意味では、特に他人からおかしい状況だと言われる筋合いがない財政状況に今なりつつある。ですから、その時点で私はもうやれる可能性は十分あると思います。いかがですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 安定した財政運営とはいったいなのかと、こういうふうなことでしょうか。このむつ市市制施行50周年、ことし迎えました。50年間、これまで安定した財政運営ということはなかなかなかったわけでございます。ですから、こういうふうなイメージを今持てるかと言われても、私は持ち得ない。これは、先ほど来お話をしておりますように、まず一般会計の赤字解消、これに努めなければいけない。そして一部事務組合下北医療センターに50億円になんなんとする不良債務がまだあります。そしてまた、よくこの議場で隠れ借金というふうな表現をなさいますけれども、33億円何がしのむつ総合病院に対する債務負担行為、そういう指摘をここでされているわけでございます。そういうふうなことをもろもろ総合的に勘案をした状況でなければいけないと。ですから、安定した財政運営と、これまで50年間むつ市は安定した財政運営というのは、本当に合併して間もなく準用財政再建団体、そういうところまで指定を受け、そして苦難を乗り越えてようやく赤字解消計画、一般会計の赤字解消計画が平成23年度には、特別な大きな災害等がない限りは果たし得るというふうなシミュレーションの中で進んでいるわけでございます。そして、その進捗でもまだ一部事務組合下北医療センターの50億円になんなんとする不良債務、また繰り返しますけれども、隠れ借金などと、そしてまたその起債の残高がトータルで700億円を超えとかというふ

うなさまざまな指摘を受けている中で将来の世  
代の負担も考えなければいけないわけございま  
す。そういうふうなさまざまな指摘を受けている  
中で、それで安定した財政運営というのは何なの  
かというイメージを持っていったって、なかなか  
これは持てることではないし、できたらそういう  
ふうなものも全部クリアしなさいということを議  
会でご指摘されていることがこれまでございま  
したので、その程度でよろしいですか。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（横垣成年） だから、むつ総合病院の50億  
円の不良債務、下北医療センターのそういう不良  
債務、今までのむつ市の累積赤字、今14億円ぐら  
いになりましたけれども、こういう赤字がなぜ起  
きたかというのをしっかり検証することが財政安  
定化につながると思います。それはやはり当時の  
市政が、行政が独断専行で将来の負担も考えない  
で箱物中心にやってきた。だから、そういう体制  
が防げるような行政体制をつくったときに、私は  
本当に安定した財政運営ができるというふうにし  
ていきますよというか、市民に開かれた。だから、今  
お金があるのではなくて、そういう行政、市長  
の立場で下の意見をよく聞く、そういう行政運営  
をすることによって安定した財政運営ができる  
というふうに思います。そこがポイントだと思いま  
す。市長、どうですか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまでの赤字の検証とい  
うふうなことは、もろもろのさまざまな角度から  
やはり考えていかなければいけない、こういう  
ふうには思います。むつ市は下北の中核都市で  
ございます。中核都市として、また医療の中核と  
して支えていかなければいけない、こういう  
ふうなものがやはりさまざまな部分で赤字が出  
たと思います。そしてまた、これまでの政治の  
行政の進め方に独断専行、箱物行政と、こ  
ういうふうなお話、

ご指摘がございましたけれども、独断専行で箱物  
もつくることはできません。議会の議決をいた  
だき、そしてご審議をいただいた結果、その形  
の中で建物等ができてきたわけでございます。決  
して市長一人でこの建物をつくらうというよう  
なこと、それは決してできるものではございま  
せん。ご提案をさせていただき、そしてご審議  
をいただき、予算をつけていただき、そして  
くい打たれていくと。そういうふうなことで、  
独断専行というふうなことは、これまで50年  
間、むつ市の発展のためにご尽力をいただいた  
先人方に対して私は、それはいかがな発言かと、  
このように思います。

○議長（村中徹也） これで、横垣成年議員の  
質問を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時16分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を  
開きます。

新谷 功議員

○議長（村中徹也） 次は、新谷功議員の登壇  
を求めます。24番新谷功議員。

（24番 新谷 功議員登壇）

○24番（新谷 功） むつ下北地方最大の夏祭  
りであります田名部神社祭典も終わり、はや1  
カ月を迎えようとしております。秋の気配が  
日増しに感じられるきょうこのごろございま  
す。むつ市市制施行50周年、合併5周年の  
記念式典も、青森県知事三村申吾氏、姉妹  
都市であります会津若松市長菅家一郎氏を  
お迎えして、厳かの中にも華やかに挙  
行されました。何よりも深く印象に残った  
のが式典の運営でした。児童・生徒によつて  
式が運

営されたことでした。あすからのさらなる50周年を目指して進むむつ市の未来の姿を強く感じた次第でございます。

式典に参加した児童・生徒、ボランティアの皆様方、そして市民の皆様方の新生むつ市にかける思いがひしひしと伝わり、緊張の中にも明るい笑顔と誇りに満ちた顔を拝見し、そしててきぱきとした行動を見るにつけ、むつ市の将来のあるべき姿を強く感じた次第でございます。市長の思いがなかった式典になったのではないかと思うのであります。

「明るい声が響き合う 未来ひろがる 陸奥の国」を標榜したこのたびの式典は、むつ市の未来と限りなく前進するむつ市の姿を象徴しているようでした。式典に参加させていただき、まことにうれしく、温かい心にさせていただいたことに深く感謝を申し上げたいと思うのであります。式典に携わった市民の皆様及び市職員に対しまして、改めてありがとうございますと申し上げる次第でございます。

また、式典終了後、新庁舎の内覧会も行われ、私が提案いたしました内覧会でのむつ市のうまいものを提供したらいかがかという思いもかなえられました。ささやかなおもてなしでありましたが、けいらん、豚汁、生そばが振る舞われ、式典参加の多くの市民が列をつくり、おしゃべりをしながら笑顔で食べている姿を拝見し、うれしく、温かい気持ちに浸ることができました。私も生そばをごちそうになりました。市民の皆様とテーブルを囲んで雑談しながら食べた生そばの味は格別でした。市長も立ちどまり、参加者と何か雑談を交わしておりましたが、何か食べたのかなと気になっておりました。

なれ親しんでまいりました現庁舎、金谷1丁目1番1号より中央1丁目8番1号の新庁舎に拠点を移す日も近づいてまいりました。その日を静か

に待ちたいと思うのであります。

職員の皆様方には、連休を返上しての引っ越し作業になると思いますが、くれぐれもけがなどなさらぬよう任務を達成していただきたいと思うのであります。

さて、むつ市議会第201回定例会に当たり、本市における諸問題について、通告の順に従いましてお伺いいたします。市長におかれましては、よろしくご答弁くださるようお願いいたします。

まず最初に、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。第45回総選挙は、30日投開票されました。このたびの総選挙は、自公連立政権の継続か、民主党中心の野党による政権交代か、政権選択をめぐる真夏の攻防戦を展開し、決着いたした次第でございます。

ご案内のとおり、民主党が単独過半数241議席を大幅に上回る308議席を獲得し、政権交代をなし遂げました。自民党は、公示前勢力の3分の1に激減し、歴史的な惨敗を期し、55年の結党以来初めて第1党の座を失い、15年ぶりに野党に転落したのであります。政権交代可能な二大政党制を目指して、衆議院に小選挙区比例代表並立制が導入されてから15年、総選挙で野党が単独で過半数を得て政権が交代するのは戦後初めてであります。本県選挙区は、1区で民主党の横山北斗氏が本県小選挙区で初めて勝利を得、一方の自民党は逆風に苦しみながらも、公認候補の3議席を死守したことはご案内のとおりであります。県政界における自民、民主の勢力図は、自民3、民主7と大きく勢力図を塗りかえたのであります。そこで市長にお伺いいたしたいと存じます。1点目として、このたびの第45回衆議院選挙の結果について、市長はどのような感想をお持ちなのかお伺いいたします。

2点目の市長の政党からの推薦についてお伺いいたします。市長は、市長選立候補に当たり、ま

ちづくりの主役は市民である、多くの市民の声を市政に反映させますと述べられ、自由民主党の推薦で立候補し、見事初当選をなされました。市長は、平成19年7月30日の臨時会での就任のあいさつの中で、市政運営の基本方針を3点述べられ、その1点目として、まちづくりの主役は市民であると声高らかに宣言し、高揚感を抑えつつ、また使命感に強く燃えたとても格調高いご就任のあいさつでありました。

私は、むつ市議会第196回定例会において、市長の政治姿勢について伺いました。その中で私は市長に、まちづくりの主役は市民というのであれば、他の政党のご推薦もいただいて予想される2期目に臨むべきだと思いますが、いかがなものでしょうかとご所見を伺いましたところ、市長は、私は機会あるごとにまちづくりの主役は市民であるということを申し上げ、行政情報の公開を徹底する中で、開かれた行政を推し進め、広報広聴機能を高めることで市民の声をよく聞き、これを市政に反映させ、市民とともに市政運営を図る、いわゆる市民協働のまちづくりを目指しておりますと述べられております。したがって、あくまで市民本位の市民主役の市政運営を基本に据えて取り組んでまいり所存でありますので、ご理解を賜りたいと述べられました。そこで伺います。市長は機会あるごとに、まちづくりの主役は市民である、また市民協働のまちづくりを目指すと述べられ、いわゆる市民党を掲げておるわけでございますので、予想されます2期目の出馬に当たっては、多くの政党、とりわけ民主党、社民党、公明党よりのご推薦を要請すべきではないかと思うのでありますが、いかがでしょうか、伺います。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄について伺います。この件に関しましては、平成20年3月18日、1通の匿名の投書が市役所に郵

送されたことが事件の発端となったことはご承知のとおりであります。その内容は、脇野沢赤坂地区の旧脇野沢村村有地に長年にわたり解体家屋の建築資材などが不法に、しかも大量に投棄されてきたという衝撃的な内容でありました。早々市当局が調査に乗り出したところ、一般廃棄物及び産業廃棄物が市所有地でありますむつ市脇野沢赤坂55番地内へ不適正に投棄されていたことは、ほぼ間違いのないものと判明したのであります。平成4年ごろから平成16年ごろまでにかけての不法投棄だということで、唖然としたものであります。何よりもコンプライアンス、つまり法令を守らなければならない行政が、このような事件を12年間という長きにわたって違法行為を繰り返したことはまことに言語道断の行為であり、ダイオキシン等環境問題を考えますと、人体に与える影響は大きいものがあると、このように思うわけでございます。

しかし、この件に関しての民事及び刑事上の責任、また民法上不法行為に基づく賠償請求権の時効期間が3年とされており、損害賠償の請求も不可能であると言われております。法の訴追期限が消滅したということで、責任の所在、責任の追及が不問にされようとしているのであります。まことに解せないことと言わざるを得ません。

私は、このたびの事件が再び起きることがあってはならない、起こしてはならないという強い思いから、この不法投棄問題を取り上げた次第でございます。決して風化させてはならないとも思うわけでございます。

この件に関しまして、当時の担当者職員が村長に対し違法行為であると言ってやめるようにと再三再四にわたって進言したのにもかかわらず、そのことに耳をかさず、またその声を無視し、違法行為を続けたと伺っております。違法性を認識しておりながら決裁した当時の長の責任は非常に重

いものがあるかと存じます。私は、このようなことは、ごみの不法投棄のみならず、行政においても同僚議員に違法行為、また不適切な事例があったとしても、それをとめる、そのことを言えない風潮があるのではないかと思うのであります。お互いにお互いが見て見ぬ振りをし、繕い、いわゆる村社会を形成しているのではないかと思うのであります。このような事実があったとしたならば、まことにゆゆしい問題だと言わざるを得ないのであります。このようなことは決してあってはならないことだと思うのであります。

去る8月28日の脇野沢赤坂地区における不法投棄についての行政報告がなされ、その中で不法投棄現場内に貯留している浸透水の対策として、鋼矢板による遮水壁工事とシートによる不法投棄現場全体によるキャッピング工事を実施する旨の報告がなされました。そこでお伺いいたします。今後の原状回復に向けての対策あるいはスケジュール等についてどのようなお考えを持っておられるのかお伺いいたします。

さて、本定例会、むつ市議会第201回定例会をもってこの議場とお別れすることになるわけでございます。このラスト議会に不肖私新谷功が大トリを務めさせていただくことに大きな誇りと責任を感じる次第でございます。思い起こせば昭和62年9月27日、多くの市民のご支持、ご支援を受け初当選させていただきました。早いもので、むつ市議会在籍22年余を過ごさせていただいております。この議場を後にするに当たって、この二十数年間の議会活動がまるで走馬燈のごとく脳裏をよぎります。初めて一般質問をしたときの緊張感、高揚感、そして市政発展に寄与したいとの思いが交錯した思い出が駆けめぐります。新庁舎議場では同僚議員ともども手をとり合って、一層精進して頑張る所存でございます。このことを考え、この最後の議会を優しく、静かに、スムーズに終わ

らせていきたいと思う次第でございます。

また、去る9月12日、村中徹也議長、中村正志副議長のご配慮もございまして、むつ市議会50周年記念祝賀会が開かれました。祝賀会では、村中徹也議長が市役所が9月24日から同市中央1丁目に移転することに触れ、今開会中の定例会をもって議場も引っ越す、歴代市議の皆さんが築いた歴史を心に刻みながら、現職市議は新たな歴史をつくっていく覚悟だ、旧4市町村の均衡ある発展のためにご指導をお願いしたいとあいさつし、先人の礎に敬意を表したわけでございます。元市議、元現の市五役、市職員OBの皆様が一堂に会し、深いあいさつを交わさずとも「どうしていますか」、「元気であるか」という短い言葉のみで十分な意思疎通ができました。握手をがっちりすることで、ぬくもり、思いやりが感じられ、長い間の疎遠状態が解消されたのであります。このような催しは、何かの節目節目で開かれることであろうかと思うのであります。そういう意味では、今回の催しはとても有意義であり、大げさに言うならば、歴史に残る祝賀会であったろうと改めて考える次第でございます。改めて正副議長のご配慮に御礼を申し上げる次第でございます。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わらせていただきます。市長におかれましては、友愛精神に満ちたご答弁を希望し、さらにはご期待を申し上げ終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員のご質問にお答えいたします。

まず、私の政治姿勢についての第1点目、第45回衆議院選挙の結果についての感想をとのお尋ねであります。このたびの選挙におきまして、民主党が選挙区、比例代表ともに自民党を圧倒した歴



史的な選挙となりましたことをご承知のとおりであります。背景としては、多くの国民が経済状況を初め世情の閉塞感の払拭を求める中で、その変革への期待感が結果として民主党に308議席をもたらしたものと思っております。

選挙の結果につきましては、地方行政を預かる一自治体の長として真摯に受けとめ見守っていくべきものと認識しておりますと同時に、私がこれまで掲げてまいりました市民の目線に立った市民主役の施策を一層強く推し進めてまいらなければならないとの思いを新たにいたしましたところであります。

次に、ご質問の2点目、広く政党からの推薦をいただいております。私は、去る平成19年7月14日、市長に就任して以来、ちょうど2年が経過いたしました。この2年間、就任以来掲げております7つの公約を実現するために情報公開を徹底し、おでかけ市長室を初めとした市民の意見を酌み上げる仕組みづくりに意を用いてまいりました。市民の皆様のご意見に耳を傾け、それを行政に反映するという行政システムが少しずつではありますが、市役所の組織に浸透してきたものと感じているところであります。任期後半に向けましても、これまで同様、持続的な財政基盤の確立を初めとした多くの行政課題を一つ一つ具現化していくことに全力を傾注していくことこそが任期後半の私に課せられた使命であると思っております。広く市民のご意見に耳を傾け、それらのご意見を行政に反映させていくことこそが政治家としての歩むべき道であり、市民の負託にこたえることにつながるものと思っております。

次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についてのご質問についてお答えいたします。浸透水の流出防止対策としての遮水壁工事を実施することになったが、今後の原状回復に向けての対策につ

いて、スケジュールはどのようになっているのかとのご質問であります。議員ご承知のとおり、鋼矢板による遮水壁構築工事は、不法投棄現場内に貯留している浸透水から高濃度のダイオキシン類が検出されたことから、本来は廃棄物の撤去時に周辺環境への悪影響を防止するため撤去工事の最初に行う予定の工事を今回先行して実施するものであり、本年11月末の完成を予定しております。原状回復に向けた今後のスケジュールについてであります。昨年度不法投棄現場の廃棄物の種類、性状等の実態調査を実施し、その結果を踏まえまして対策工として搬出撤去工法、分別搬出撤去工法、現位置安定化工法の3つの工法について抽出し、比較検討しております。これらの工法のうち現位置安定化工法は、長期的な機能維持が必要なことから、事業費が他の工法より5億円以上高く、また廃棄物を撤去しないことから、リスク要因が次世代に残り、評価が一番低いと考えるところであります。現在搬出撤去工法と分別搬出撤去工法について、経済性、廃棄物の処理施設の確保、廃棄物の資源化という廃棄物行政の基本姿勢との整合性等の多様な観点から慎重に比較検討し、対策工法を決定する作業を行っております。また、対策工の期間は、工事費以外に水処理施設の維持管理経費、周辺環境調査等の経費に影響を及ぼすことから、財政状況を勘案して期間を定める必要があります。今後実施設計業務を委託し、その結果を踏まえて廃棄物の撤去事業に着手していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 再質問に入る前に、13日、まことに日本国民にとってはうれしいニュースが飛び込んできたと私は思います。それは、イチロー選手の大リーグでの史上初の9年連続200本安打でございました。イチロー選手のこれまでのご努

力に対して、私は深く敬意を表したいと思います。

そこで、市長、この日本の国民栄誉賞に値するようなイチロー選手に市長自ら祝電を送ったらいかがなものかと、このように思っておるわけでございます。その点について、もしコメントがあればお伺いいたしたいと思います。

8月30日、戦後日本で一番長い日、これが自民党が抱いた感想ではないかと思うのであります。また、一方の民主党にとっては待ちに待った政権交代を実現する日でもあったと、このように思っておるわけでございます。私は、勝った民主党には勝ってかぶとの緒を締めよ、敗れた自民党には、平家物語ではないのであります。おごれるものは久しからずということをや一度考えていただきたいと思うのであります。

そこでお伺いいたしたいと思います。第45回衆議院選挙、市長のいろいろご感想を聞きました。2番目の市長の政党からの推薦について再質問をいたしたいと思います。

実は、私はこのたび民主党に入党いたしました。あの総選挙前に入党いたしまして、国のために、むつ市のために頑張りたいという一存でそのようにいたしました。また、私の長年の政治の恩師であります田名部匡省先生からの強い要望もございまして、何とか協力していただけないかということで私は入党をさせていただきました。そこで、市長、壇上から市長は、2年前には自民党の公認をもらって、実は同僚議員からもこの件についてはいろいろ質問がなされました。市長は、市政運営のため、市民のため、その時々々の政権にご協力を申し上げる意味でそうやっていると、全くそれはご同慶の至りでございます。どうぞ今後については、市長は各政党、民主党、社民党、自民党も含めて、そういう多くの政党から推薦をいただくおつもりなのか、いま一度お伺いいたしておきたいと思ひます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、お尋ねだったのかどうか、ちょっとあれなのですけれども、イチロー選手へ祝電を打ったらどうかというふうなことでございます。住所も存じ上げておりません。それは我々、私もテレビのニュースで見たときには、当然拍手をし、そして声援を送ったと。全国民、皆さんそういうふうな思いで、テレビを通じまして、その現場に立ち会ったというふうなことだと思ひますし、そういう意味ではあえて祝電を打つ必要があるのかなと、こんな思いもしております。また、これからイチロー選手を大いに国民がたたえ、励まし、そしてまたその連続200本安打でしたでしょうか、それがまた来年もという思いを皆さんでお持ちになって励ますというふうな姿勢でよろしいのではないかなと、このように感じているところであります。

2つ目の多くの政党から推薦を受けるべきと、これは私は多くの市民の皆様方の声を頼りにして今行政を進めているというふうな立場をとらせていただいております。それは、まちづくりの主役は市民であるという私の大きな2年2カ月前の選挙の際の公約でございました。その公約を実現すべく今おでかけ市長室、さらにそれはおでかけ市長室青春編、おでかけ市長室団体編、そしてまた出前講座でさまざまな行政の課題を各種団体の方々にご理解をしていただくために出前講座、市長への手紙、そしてまたメール等々でさまざま多くのご意見を伺い、そしてご提案を伺っております。また、当然議会の中でも私は誠意を持ってお答えをし、そしてその提案につきましては受けられるものは、その財政的な裏づけをしっかりとした中で果たしていかなければいけないと、こういうふうなお答えもさせていただいております。私は2年2カ月前には自民党のみならず、公明党、自公両党からご推薦をいただき、今この職

についております。しかしながら、基本は私はどこの党にも党籍はございません。基本的には、私は今新谷功議員お話しのように、市民の目線でこれからも行政を進めていくと、進めていきたいというふうなことでご理解をいただければと思います。

また、さらに新谷功議員、民主党に入党なさったというふうなことでありますので、これは行政としても非常に心強い一つのパイプができたのかなと、このように思います。そういう意味で、今後ますます国への要望活動、党自体はその要望活動の政治は排除するというふうな報道を一部にされておりますけれども、私はその意味からしては、それはそれとしても、粘り強くさまざまなこの地方の抱える課題、これを訴えていかなければいけない。その際には、新谷功議員からはお世話になる段もあろうかと思っておりますけれども、そのときにはくれぐれも、むつ市発展のために、むつ市民の福祉向上のためにお力添えをお願いしたいと、このように思うところであります。基本線は、市民目線でまちづくりの主役は市民であるというふうなことでご理解いただけるものと、このように思います。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） ありがとうございます。どうぞ市長、その節には何かありましたら、いつでもおっしゃっていただければ、そのようにいたしたいと思えます。

私は、残念ながら自分の選挙は決して強くなく弱い人間なのですけれども、人の選挙には大きな力を発揮するという自負を持っております。そのときは、どうぞいつでも何かございましたら、ご相談下さるようお願い申し上げます。

そこで、次の脇野沢の不法投棄問題、今遮水壁の工事とキャッピング工事をことし、年度に完成すると、そのようなことで、これはいいことだな

と。しかし、実は市長、今この廃棄物、脇野沢の不法投棄の現場の処理法が、前の行政報告ですか、3案が提案されましたね。そこで、1、2、3のうちの第2案、いわゆる分別搬出撤去工法、これを一応有力な案だと考えているという旨の報告がなされました。確かにこの3案の中では、これがそのように私も思うわけでございます。概算積算は6億2,000万円余ということで出ておりますけれども、どうでしょうか、市長、この問題について考えてみますと、当初この問題が発覚してから、地質調査、今の井戸水の水質調査、そのためにボーリング3カ所試掘して採水したと。そのときは水質には異常がなかったと。そうだこうだと言っているうちに、またその調査が必要になって、その後また井戸を掘って採水して調査したところがダイオキシンが出たと。そこで、ダイオキシンが浸透水が海側に流出しないように鋼矢板をもって遮水壁をやると。そうすれば流れなくなるから、私はこれ市長、どうなのでしょう、市のほうではその工事をして、ある一定の期間水質検査、あるいは環境調査をした、もう少し十分時間をかけて、そうしたいという思いであろうかと思うのですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。私の提案といたしましては、実はあそこの岩盤でボーリングしたときは、深いところでも6メートルぐらいしか掘れなかったのですよね。だから、地下には浸透しないのですよね。ただ、横には流れる可能性がある。それを流れないようにするためには遮水壁、鋼矢板でとめてしまうと。そうすれば、余り影響が出ないのではないかなという思いがあって、これも環境調査、水質調査をこれからも重ねていくと思うのですけれども、私はそうならば、その辺も薄められたり、害が発生しないようになることもあり得るのではないかなと、こう思っているのですが、その辺の見通しはどのように考えておるのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この遮水壁の問題は、本来は廃棄物撤去ということでございますので、こういうふうな不法な投棄をされたものですので、産廃は撤去しなければいけないと、こういうふうなことでございまして、まず岩盤のほうは浸透性はないだろうと、こういうふうな判断をしております。

ところが、この撤去をする際には、やはり攪拌をされたりする可能性がありますので、しっかりその部分を仕分けしなければいけないだろうと。そこでこの鋼矢板を打って、また当然崩れたり掘った段階で、そういうふうな段階での土どめの部分、その撤去にかけての前段階として鋼矢板を打ったわけでございます。それはまた一つに、ほかに、外に流れていけないだろうと、こういうふうな2つの効用がございまして。その意味からして、全体の工法の中で先に鋼矢板を打って、それが外に出ていくことに懸念がありますので、その部分はしっかりとめますよと。そして、次の工事の段階でも、その鋼矢板の部分はしっかりと工程の中では生かされるわけでございますので、そういうふうな手法をとった次第でございまして。

そしてまた、今新谷功議員のお話のご提案の根底には、そんなに経費をかけないでというふうなご懸念の部分のご提案だと、このように私は受けとめたわけでございます。それは、これからしっかりと私どもも、まず一番有力なのは分別搬出撤去工法というふうな、前にもお話をしましたけれども、この部分でもしっかりとこれは精査をして、極力お金のかからないような形の中でこの撤去をしていかなければいけないだろうと、このように考えております。ただ、ダイオキシンが将来的になくなるかどうかというのは、なかなかこれは推測の域を出ません。しかしながら、バックホーで掘ったところのその貯留水にダイオキシンが出た

と、非常に高い濃度で出たという、その現実。その現実をしっかりと踏まえて、その対応もとっていかなければいけないし、その意味からして雨水で外のほうに浸透しないようにということでのキャッピング、テントをかけていくというふうなことでご理解をいただけるのではないかなと、このように思います。ご提案の部分は、私も根底にあるのは、そこは共通しているところであるということでございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 今の私の思いを市長がご理解してくれて本当にありがたいと思います。これから市長は、その辺をよく検証して、様子を見てということでございますので、何よりも私どもは、かけなくてもよければ経費をかけたくないという思いが強いのでございまして、こういうご意見を述べさせてもらいました。

そこで市長、この脇野沢の不法投棄問題に関しましては、実は県の環境生活部長とむつ市の廃棄物対策課でもってのやりとりをしたことがありましたよね。実は、県から問い合わせが来て、そしてむつ市の関係者、当時の関係職員、あるいは議員、廃棄物業者等々から聞き取り調査をして、そのやりとり文書は私持っているのですけれども、全く生々しいやりとりが行われておるわけでございます。これは平成20年の、去年のちょうど8月1日に市のほうから県のほうに回答を出しておるのですけれども、この中の文章を見れば、当時の聞き取りした状況、本当に生々しくこれに載っているのですけれども、それはそれといたしましても、市長はよく調べて検証して、調査して、そのうえで対策を考えると。今はそれをやるために遮水壁の工事をしているのだと、キャッピングをしているのだということは十分わかりました。

そこで、県との当時の8月1日、むつ市が回答したことはわかっておりますけれども、その後の

県の赤坂地区の廃棄物投棄現場に対して県からの何か申し入れがあったかどうか。もしあったとすれば、それはどのような内容であったのか。そして、例えば最終的にはいつまで撤去をなささいということも含まれているのかどうか。もしそういう県からのご指示がありましたらお知らせください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 新谷功議員お話しのとおり、県からはさまざまな部分で指導的なものがございます。そしてまた、この平成21年1月13日の試掘調査によった結果、貯留水の採水、分析によって高濃度のダイオキシン類が検出されたというふうなことで、その部分については貯留水の外部流出による周辺環境への影響が懸念されるというふうなご指摘をいただいております。そこで、県のほうから、その影響の懸念を踏まえて周辺環境モニタリングの強化をし、早い汚染拡大防止措置の実施、撤去計画の作成等々を早期に着手するようというふうな文書が届いているところであります。その部分で、今後周辺環境モニタリングの強化の具体策、汚染拡大防止措置の具体的な、そういうふうな内容について、県のほうには逐次報告をなささいというふうなことで県のほうの見解が出されておるところであります。つまり産業廃棄物でありますので、撤去を基本として速やかに対応していくようというふうな意図があるものでございます。

○議長（村中徹也） 24番。

○24番（新谷 功） 県のほうの指導は当然至極だと、このように思うわけでございます。えてして市長、これはほとんど今のコンサルタントによって作文がつくれ、また施工方法等も出ているのですけれども、それは何も悪いとは言わないけれども、割合に大げさにされている面もあるのではないかということが感じられるのです。前回のむ

つ市議会第200回定例会ですが、同僚議員もコンサルタントのことを申ししておりましたけれども、そういう懸念もございまして、いずれにしても、産廃とかそういう有害物質が含まれているものがきちっとある一定の時間をかけて、そうであれば、法にのっとったその処分法は、これは当然考えていかなければならないと、このように思っているわけでございます。どうぞその辺のこともお考えになって、この不法投棄問題を解決していければなど。何回も言うけれども、できれば少ない経費でもって、それが達成できればよしいなど、このように思っております。市長におかれましては、よろしく願いをいたしたいと思っております。

そこで、私の持ち時間は、議長、2時30分ですか。はい。きょうは、少し余裕を持って、ラスト議会、そして最後は新谷功でございますので、1つ言葉を残して、少し時間が早いのですけれども、終わりたいと思っております。

いずれにいたしましても、私は昭和62年に初当選させていただいて、この市議会の議場というものは神聖なものであると、このように考えておるわけでございます。お互いにルールを守り、議員にとっては真剣な質問を展開し、また市長並びに理事者の皆様方におかれましては、常に緊張をし、またそれなりの有意義な答弁をしていただきたいという、ここは論戦の場だと思っております。私は、そういう意味でこの二十数年間、むつ市議会におきまして、そういう精神のもとで議会活動をさせていただきまして、新しい議場に移ったとしても、その精神を持ち続けて、議員各位と手を携えて頑張りたいと、このように思う次第でございます。

今後ともよろしく願いを申し上げまして、最後終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（村中徹也） これで、新谷功議員の質問を

終わります。

日程第2 懲罰動議趣旨説明、質疑、  
委員会付託

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 新谷泰造議員に対する懲罰動議を議題といたします。

本件は、9月11日、佐々木隆徳議員外3名から地方自治法第135条第2項及び会議規則第153条第1項の規定により提出されたものであります。

本動議について、提出者から趣旨説明を求めます。14番佐々木隆徳議員。

（14番 佐々木隆徳議員登壇）

○14番（佐々木隆徳） 新谷泰造議員に対する懲罰動議の趣旨説明を申し上げます。

新谷泰造議員は、平成21年9月11日の本会議における一般質問において、質問と答弁がその体をなしておらず、議場を騒然とさせ、著しく議場の秩序と議会の品位を乱した言動、行為は重大な問題であります。よって、新谷泰造議員には懲罰を科すべきものとして本動議を提出するものであります。

議員各位にはよろしく願いいたします。

○議長（村中徹也） これで提出者の趣旨説明を終わります。

ここで、ただいまの趣旨説明に対する質疑通告の受け付け、また議事整理のため暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより新谷泰造議員に対する懲罰動議を提出した佐々木隆徳議員の趣旨説明に対し、質疑を行います。

質疑の通告がありますので発言を許可します。

16番菊池広志議員。

○16番（菊池広志） ただいまの懲罰動議の趣旨説明の中で、質問と答弁が体をなしていないとありますが、その体をなさなかった理由、原因は何かと、どういうことで考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

また、一般質問の場で質問とは一切関係のない議論が続けられたように私は感じておりましたが、そのことも今回の懲罰動議を提出した理由にかかわりはあるのかなのか、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 14番。

○14番（佐々木隆徳） 原因とそのかかわり合いということで、本来一般質問は市政運営全般にわたる事項に対して議員が質問する議員固有の権利であります。そのため、質問の要旨は細部においてかみ合う議論を行うために事務方が聞き取りすることがこれまで慣例となっているわけですが、新谷泰造議員は当日市長の答弁にもありましたが、そのヒアリングを拒否してきたことがその原因であるものと考えます。

かかわり合いですけれども、私を初めとする多くの議員各位は、新谷泰造議員の市長及び理事者側とのかみ合った議論を聞くため議場に参集していたわけですが、意に反して、ただ単に議場を騒然とさせただけで終わってしまいました。このことは、議会の品位、議場の秩序保持等の議会運営のルールに従っておらず、私ども4名は何らかの懲罰を科すべきと考え、動議を提出したところであります。

以上です。

○議長（村中徹也） これで菊池広志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(村中徹也) 質疑なしと認めます。

以上で佐々木隆徳議員の趣旨説明に対する質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。新谷泰造議員から、本動議について一身上の弁明をしたい旨の申し出があります。これを許可することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者4人、起立しない者15人)

○議長(村中徹也) 起立少数であります。よって、新谷泰造議員からの一身上の弁明を許可しないことに決定いたしました。

お諮りいたします。懲罰の審査については、会議規則第154条の規定により、委員会への付託を省略して議決することができないことになっております。したがって、動議の提出とともに委員会条例第7条第1項及び同条第2項の規定により、委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置することになっております。よって、本動議については、委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、本動議については委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、白井二郎議員、山本留義議員、馬場重利議員、佐々木隆徳議員、菊池広志議員、川端澄男議員、村川壽司議員、浅利竹二郎議員、齊藤孝昭議員、富岡幸夫議員の10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(「異議あり」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

ただいまの指名のとおり委員の指名をしたいと思えます。これに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者17人、起立しない者2人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、そのように決定したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休憩

午後 2時58分 再開

○議長(村中徹也) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの懲罰特別委員会の委員は、そのように決定をさせていただきます。

ここで議長の私から、ただいま選任されました懲罰特別委員会委員に要望を申し上げます。

先ほど新谷泰造議員からの一身上の弁明をむつ市議会是不許可といたしました。このことは、地方自治法をもとにした議会運営の実務、実例により定められておりますので、不許可としたことには何ら問題がありません。しかし、懲罰は議員の一身上に関する重要事案でございます。公平公正を確保する観点から、懲罰特別委員会委員には、委員会に対し、新谷泰造議員から一身上の弁明の申し出があった場合は、委員会の議決案件ではありませんが、弁明を許可していただきますよう私から要望を申し上げます。

散会の宣告

○議長(村中徹也) 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明9月17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、明9月17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、9月18日は付託議案審議、報告に対する質疑及び議員派遣を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時59分 散会